

第9回厚生常任委員会会議録

- 1 開会日時 平成26年9月18日（木）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成26年9月18日（木）午後3時30分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
5番 丸山 明君 7番 原田 素代君 9番 行本 恭庸君
13番 福木 京子君 14番 佐藤 武文君 17番 実盛 祥五君
18番 小田百合子君
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
市 長 友實 武則君 副 市 長 内田 慶史君
市民生活部長 小坂 孝男君 市民生活部参与 藤井 清人君
保健福祉部長 石原 亨君 赤坂支所長 正好 尚昭君
熊山支所長 山田 長俊君 吉井支所長 楯原 哲哉君
市民課長 作本 直美君 協働推進課長 新本 和代君
環境課長 黒田 靖之君 社会福祉課長 国正 俊治君
子育て支援課長 国定 信之君 健康増進課長 岩本 武明君
介護保険課長 藤原 康子君 赤坂支所
市民生活課長 歳森 正年君
熊山支所 藤原 利一君 吉井支所
市民生活課長 長田 忠芳君
熊山支所 井本 輝夫君 吉井支所
健康福祉課長 石原万輝子君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 富山 義昭君 主 事 青井 久君
- 8 審査又は調査事件について
 - 1) 議第54号 人権尊重都市宣言について
 - 2) 議第55号 赤磐市社会福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第27号）
 - 3) 議第56号 赤磐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（赤磐市条例第28号）
 - 4) 議第57号 赤磐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（赤磐市条例第29号）
 - 5) 議第58号 赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（赤磐市条例第30号）

- 6) 議第59号 赤磐市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第31号）
- 7) 議第60号 赤磐市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第32号）
- 8) 議第61号 赤磐市リサイクルプラザ条例（赤磐市条例第33号）
- 9) 議第64号 平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）
- 10) 議第65号 平成26年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 11) 議第66号 平成26年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 12) その他

9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（福木京子君） 皆さん、おはようございます。

朝夕涼しくなっていていい季節になりました。

3つの委員会の最後の委員会になりました。きょうは慎重に御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

ただいまから第9回厚生常任委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして、友實市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、おはようございます。

本日は第9回厚生常任委員会をお忙しいにもかかわらずお開きいただきましてありがとうございます。

本日の審議をお願いする案件といたしましては、9月定例会市議会にお諮りをしていただくよう提出させていただいております議案11件及びその他の項として御報告申し上げることが数件ございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げまして挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（福木京子君） それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第54号人権尊重都市宣言についてから、議第66号平成26年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの11件であります。

それではまず、議第54号人権尊重都市宣言についてを議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いをいたします。

○市民生活部長（小坂孝男君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、小坂部長。

○市民生活部長（小坂孝男君） この議案については本会議のほうで説明させていただいておりますので補足説明ございません。よろしくお願いたします。

○委員長（福木京子君） 執行部からのほうの説明でした。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 本会議場でも質問が出たと思うのですが、非常に格調高い宣言をここで採択していこうという運びでいいと思うのですが、既にもう各支所の前には市民憲章ですとかさまざまな石碑のようなものやらそういったものが置いてありますが、今回人権尊重都市宣言を具体的にどのような形で市民の皆様に周知させていくのか、共感していただくようにどの

ように取り組んでいくのかをもう一度確認させてください。

○委員長（福木京子君） 新本協働推進課長。

○協働推進課長（新本和代君） 原田委員さんの御質問にお答えいたします。

まず、本庁それから各支所にプレートを作成して、それを本庁であれば玄関、1つ入ったところのちょうど中心の柱の上の部分に掲げようと思っております。それから、支所においても玄関入って一番目につきやすい場所で、ちょっと目線よりも上のよく見えるところに掲げていこうと思っております。

それから、市民の人にも人権尊重都市宣言をしたんだという啓発にも努めてまいろうと思っているんですが、差し当たっては12月4日から10日までの人権週間にあわせて人権を考えるつどいを開催することにしておりますので、そこでも皆様に御披露していきたいと考えております。

それから、人権教育、学校教育課とともに市民を対象とした研修会、講座を開く中でも人権宣言のことについては皆さんに周知していこうと思っております。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） ちょっと担当委員会ずれるんですけど、子供たちに対してこういう宣言を赤磐市はしてますよということで、学校のほうでも人権教育いろいろ取り組んでいращやと思うので、できるだけ早い時期にこういう宣言について学校でも取り組んでいただけるようにしていただけたらいいなと思って、要望として、お答えは結構です。

○委員長（福木京子君） いいですか。

他に質疑はございませんか。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 1点だけ教えてください。

僕ちょっと意外な感じがしてるんです。人権尊重都市宣言について、今ここでやるという、何かその理由があるんですか。というのが、もうずっとこの問題は長く戦前からさまざまにやられてきた問題で、今までしてなかったのが僕すごく意外な感じもするぐらいで、なぜことし、今なのかだけ、簡潔で結構ですから、それだけ教えてください。なぜ今なさる。何か理由があったら。

○協働推進課長（新本和代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、新本課長。

○協働推進課長（新本和代君） なぜ今、人権尊重都市宣言をするのかという御質問なんですけれども、価値観の多様化とか社会情勢の変化で、インターネット上におけるさまざまな人権問題も発生しておりますので、人権尊重社会の形成を目指し、人権尊重の大切さを認識してい

ただく上にも、合併10周年という節目でもありますので、そういうことも踏まえて人権を尊重しようということで10周年に合わせて人権尊重都市宣言をさせていただくことになったんですが。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 僕は人権については十分市民の方々に浸透をしてるというふうには思っていません。まだまだ理解をされてないこと、特に人権とかといたら別に赤磐市だけの問題じゃないですから、ですからあえてここで赤磐市がそういうことをやるというのは、さっき言われたように子供たちに対してもきちんとした教育をしていく、教えていく、人権というのは教えないとわかりませんから、生まれたまんまそのまんま大きくなって、何のこともわかりません。ですから、これはもう教育をするしかないんですけども、そのあたりでやっぱりポイントを決めて、我々にとって今必要な視点といいますか、そういうふうなものは次々生まれてきてますから、そういうことでちゃんとやっぱり自分たちなりにわきまえて、捉えて、それをタイムリーに内容を絞って、コンパクトに教えていくというふうなことをぜひ計画の中に何か考えていただいたらいいんじゃないかなというふうに思ってます。どうぞお願いします。

○委員長（福木京子君） 答弁要りますか。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、新本課長。

○協働推進課長（新本和代君） 昨年度実施しました市民に対する意識調査の結果でも、余り皆さんが人権について意識されてない部分もありましたので、今後、学校教育とか、先ほど議員が言われたように、人権教育のさらなる充実、それから市民を対象とした人権教育の講座などを充実させて周知してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） よろしい。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） 他にありませんか。

丸山委員が言われましたなぜ今かという理由で、ちょっと弱いようなんですが、答弁が。もう少しちょっと補足していただきたいと思いますが。

○市民生活部長（小坂孝男君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、小坂部長。

○市民生活部長（小坂孝男君） なぜことしなのかということでございますが、先ほども課長のほうから申しあげました従来から人権につきましては教育啓発を行ってまいりました。やはり近年、新たな人権問題というのでも発生してきております。インターネットであるとかスマー

トフォンを活用した中でのいじめの問題であるとか、DVの関係等々のことも顕著になってまいりました。それも社会問題になってきております。

そうした中で、もう一度やはりここで赤磐市としまして人権尊重都市宣言ということ掲げまして、さらに今後教育であるとか講習会啓発の中にそういったことを盛り込んで皆さんに周知していこうということでございます。

それから、宣言についてでございますが、これは合併前にも、旧吉井町のほうでは人権尊重の町宣言というのをされてました。合併協定項目の中にも各種宣言については新市において調整するというふうな項目でございます。そうした中で、総合的にことし総合計画も見直しを今、総合政策のほうでかけております。そういうことも踏まえまして、改めまして人権尊重都市宣言ということ制定してはどうかということで今回制定いたしましたものでございます。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） わかりました。

ほかにもうよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて、議第55号赤磐市社会福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第27号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長、保健福祉部長、石原。

○委員長（福木京子君） はい、石原保健福祉部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） この案件につきましては、本会議場での説明をさせていただいておりますので、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（福木京子君） それでは、質疑に入りたいと思いますが、質疑はございませんか。

○委員（行本恭庸君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 変わったとこ、ちょっともう一遍説明頼みます。わかりやすく。

○委員長（福木京子君） 議第55号を。変わったとこ。どなたが。

はい、国定子育て支援課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 新旧対照表のほうがありますね。

この福祉事務所設置条例の中に所管事務といたしまして第2条のほうに事務所の所管する事務、中にあります。その中の法律で、母子及び寡婦福祉法に定める援護というふうな現在記述がありますが、これがさきのこの法律の名称の変更によりまして、母子及び父子並びに寡婦福祉法というふうに名称が変更されたために今回改正を行うものであります。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 父子を入れた理由はということ。

そのことをもうちょっとわかりやすく言わにゃ。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 国のほうで次代の社会を担う子供の健全な育成を図るために、そういった環境を整備するための次世代育成支援対策推進法というのが改正されました。その改正の目的といたしましては、従来の母子だけでなく、父子家庭に対する支援の拡充を図っていかうということで、10月から、例えば福祉資金制度の創設とか、父子家庭に対する支援を拡充するというふうな狙いによりまして、従来の法律のほうを改正をされ、そのために名称としましても母子及び父子並びに寡婦福祉法というふうに改正がなされたことであります。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 今言われたの、私もよう本会議場で聞いてなかったんでお聞きしたんですが、今言われたような説明を本会議場でしましたか。

○委員長（福木京子君） これはどなたが、この答弁を。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原保健福祉部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 今、説明を課長からしましたが、そこまでは詳しくは本会議場ではさせていただいておりません。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） なぜできんのかな。もう少しこういうもんが入ったらこうこうこういうことだというのを、もうちょっと具体的に説明するのが趣旨じゃねんかな。内容がどうのこうの、充実してきとることはわかりますよ。しかし、今回はこうこうこういうものを入れて、そういう理由をもう少し本会議場で説明するべきじゃない。

ただ、今までの説明の仕方というのが、今先ほど言われた例のとおりで、こういう改正のもんが出されて、とうとうと読んだらそれで終わりというような説明じゃいけないので、もう少し内容が誰が聞いても、ああそうか、なるほどなと言えるような説明に今後はしてほしい。

以上、終わり。答弁よろしい。

○委員長（福木京子君） 答弁よろしい。要望ですね。

今後はそういうふうに気をつけてください。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） 質疑がないようですので、これで終わります。

続いて、議第56号赤磐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（赤磐市条例第28号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いをいたします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 議第56号につきましては、子ども・子育て支援法において特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は市町村の条例で定める運営に関する基準に従い各サービスを提供することとなったため、本条例を制定するものでございます。

なお、本条例に定める基準につきましては、内閣府令に示された最低基準に従い、または参酌して定めることということになっておりますので、同省令に準じて定めるものでございます。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） そのぐらいですか。もう少し詳しい説明はよろしい。基本的な、これ物すごく変わる条例ですから、わかりやすく、詳しく説明願います。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定子育て支援課長。

○子育て支援課長（国定信之君） それでは、ざっとした説明ということになるかもしれませんが、お手元のほうに本日「なるほどBOOKすくすくジャパン！」という冊子をお配りさせていただいてるかと思っておりますので、そちらの3ページ、4ページのあたりをごらんいただけたらと思います。

来年度からの新制度で行います教育、保育事業につきましては、こちらの幼稚園、保育所、認定こども園というのが一応これが施設型の給付がなされるということで、こちらの給付がなされる施設については特定教育・保育施設という名称でその内容を今回の条例で定めるということと。

それからもう一つ、ゼロ歳から2歳を対象とした地域型保育というのが右側の下にあるかと思いますが、これは20人以下の施設等の少人数の単位で、ゼロ歳から2歳の子供を預かる事業ということで今回新しく出てくるものであります。その給付対象として扱うものとして特定地域・保育事業という事業の基準をこの条例で定めようというものであります。

幼稚園、保育園、認定こども園についても従来説明をさせていただいてますが、ここの地域型保育というのにつきましては余りなじみのないものであります。この下に4つのタイプがあるということで、家庭的保育ということで、これは少人数定員5人以下で家庭的な雰囲気できめ細かな保育をするもの、それから2番目に小規模保育ということで、一応施設は20人以上ということですので、それ以下の定員6人から19人を対象にしました家庭的保育に近い雰囲気のもとできめ細かな保育を行うという事業であります。

それから3番目に、事業所内保育ということで、これについては会社の事業所の保育施設などで従業員の子供と、それから地域の子供と一緒に保育するものという事業であります。

それから最後に、居宅訪問型保育ということで、施設がなくなった地域であるとか、訪問する必要があるというところにつきましては保護者の自宅で1対1で保育をする事業というこの地域型保育があります。

市町村におきましては、こういったところに補助金等給付するという段階においてその基準を設ける必要がある、今回、来年度からそういう確認作業をしなければならないということで今回の条例のほうを制定するものであります。

条例の中身といたしましては章立てになっておりますが、先ほど言いました2章のほうで特定教育・保育施設の運営に関する基準ということで、利用定員に関する基準、運営に関する基準、それから特例的な扱いに対する基準を掲げております。

それから、第3章では、特定地域型保育事業の運営に関する基準ということで同じく運営に関するような記述を掲げているという状況でありまして、こちらの条例のほうは施行については子ども・子育て支援法の施行する現在のところ来年の4月1日から施行ということで考えられています。

以上、簡単ですけど説明といたします。

○委員長（福木京子君） これだけの内容のある条例ですけど、一応もう説明終わったんですね。

そしたら、説明が終わりました。

これに対して質疑を受けたいと思います。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） まず、この資料をきょう配るとするのはちょっと余りにも不親切ですよ。さっき行本委員のほうからも説明をやっぱり丁寧にという要望ありましたけども、特に条例が今回3つも関連して、それも新しい法律制度のもとで改正されるということですから、もうちょっと丁寧に情報を提供していただかないと、私たちとしてもちょっともう混乱しております、というのがまず1つ。早目に資料はちゃんと渡して説明をしてくださいということです。

そこから始まるのですが、まず最初議第56号ですけれども、基本的にわからないのは、現状の幼稚園と現状の保育園について全く、いわゆる保育園に関する法律と幼稚園に関する法律が全部なくなるわけですか。今度この子育て支援法が保育園と幼稚園を全て網羅すると、今までの従来の幼稚園、保育園の考え方はなくなってこの新しい法制度に基づいて運営されるのだというふうにまず理解したらいいのかどうか、そっからお尋ねしたいといけないんですよ。教えてください。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 今回この基準を定めるということにつきましては、新しく始める新制度の中で給付を一本化しようということのできたものでありますので、幼稚園とか保育園の設置の基準につきましてはこの中には入っておりません。

市町村において、こういう施設であるとか事業が国から来ます国庫補助金等の給付を行う際の対象としてふさわしいかどうかという確認をするというのが新しく市町村が行うこととなっておりますので、それに基づく確認を行うための基準ということ由市町村で定めなければならないということになりましたので定めるものであります。

ですから、従来の幼稚園であれば文部科学省であるとか、保育園であれば厚生労働省であるとか、そういったところで設置等の基準についてはそれを変更されるものではありません。中身の説明までちょっとしていないのが申しわけないんですけど、中身を見ていただきますとそういった記述はありませんで、運営に関するもの、帳簿をそろえたりっていうような内容はここに掲げられているというふうにさせていただきまして、従来の基準、法令とかがなくなって子ども・子育て支援法一本になるということではないということ御理解いただきたいと思いません。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） わかりました。

そうすると、私も官報のほうでいただいたものも目を通したのですが、運営に関する基準ということですが結構、例えば職員の資質、こういった条件でとかそこまで、運営に関するものだと言いながら中身はかなり入ってますよね。

それから、例えば申請を拒否できないとか、勤務体制の確保だとか、結構現状の運営を幾らか変えないとこの新しい条例に沿って運用しようと思うと差しさわりが出るようなものもあると思うんです。

幾つか気がついたんですけど、例えば自己評価をしてそれを公表しなさいとか、今までしてたんでしょうか、そういうことを、現場で。ちょっと現場を知らないんですけど。

運営に関する基準とおっしゃいながらお金だけの話ではなくて、かなり踏み込んだ中身まで入っているので、こういった問題はちゃんと個別に一つずつ現状がどうであってこの条例をつくるに当たってそれにきちっとマッチングしてるのかっていう事前の現場の人たちの事情聴取もしくは意向調査されていきましたか。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 基本的には現在運営を行っている中の基準をもとにこれができるものと考えております。従来、個々の施設であるとか事業所に対して把握ができていたかということですが、監査であるとかそういった日常のことの中で情報交換のほうはやっ

ているということで、これを定めるに当たっての情報の収集ということは特には行っていないということです。

それと、この条例をつくる基準としましては、国が定める一応最低限の基準ということでつくられておりますので、現状から今まで運営していただいた中でのレベルにほぼ沿ったものだというので、こちらのほうは想定して考えております。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 事前に申してるんですよね、できるだけ現場のほうに入ってくださいと。聞いてますよね、国定さん。お忙しかったんでしょうから、けどそれはやっぱり言いわけにならなくて、現場が混乱するような条例をつくることはいけないわけです。

まず最低、学童にしても各保育園、幼稚園にしても現状とこの国の、国が出してきた法律に基づいて条例つくっていいんだからつくらなければならないわけですが、でもやっぱ赤磐オリジナルティーがあってもいいわけだし、それをつくるのは現場の状況をしっかり把握した上でじゃなきゃつくれないわけですから、随分違和感はあるんです。こういうつくり方というのは一番いけないつくり方だと思うんです。

もっと私が早い時期に、でも私随分前から子育て支援会議どうなるのかなということで言ってきたつもりなんです、結果として官報の丸写しで落とし込まれた今回の条例案なので、問題はあと現場がどれだけこの条例の中身をしんしゃくして状況をちゃんと対応できるんだろうかっていうことが一つあるわけですよ。

幾つかこの議第56号についていろんなお尋ねなどもあったので、私のほうから何項目か質問をさせていただこうと思いますのでお願いします。

まず1点ですが、この実施時期を現行の幼稚園並びに保育園についていつごろからと考えているのですかと、実施時期。

また、赤坂地区に建設を予定されている保育施設について、この条例に基づく施設で行うのか、それとも現行の保育所とするのか、これについてお答えください。

2点目、現在私立保育園が来年4月以降早期に新制度による認定こども園等の移行を希望した場合、どのように対処されるのですか。

3点目、小規模保育事業の設置を希望する事業者があった場合、その設置を認めることになりますか。

4点目、第5条のところに重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとなっています。また、第6条では利用の申し込みを受けたときは正当な理由がなければこれを拒んではならないとなっていますが、まず利用者と施設が利用に関して契約を結ぶということになるのですか。

また、7条に関連して、利用を希望する家庭は全て利用できるように行政として関与してい

きますか。

次、特に片親家庭の乳幼児及び障害のある乳幼児等が利用を拒まれるということはありませんか。

次、第13条、利用者負担額等の受領に関して、利用者負担額は施設が設定するように解釈できますが——要するに保育料です——行政はそのことにどのように関与しますか。特定利用保育以外は全て施設が決めることになるのですか。

また、現在での保育料未納家庭は多いですが、利用者が負担額を納入しない場合、これは全て施設設置者の負担となるのですか。

最後です。現行の保育所には定員が設定されていますが、新制度移行後は利用定員はどのようにして決められていくのですか。

お手元のほうにお渡ししてしますので、お答えください。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） それでは、6点いただきましたので……。

○委員長（福木京子君） わかりやすく説明をしてください。

○子育て支援課長（国定信之君） 現行の保育園、幼稚園についていつごろ実施時期考えているのかということにつきましては、この条例のほうの施行も一応来年4月1日ということになっておりますので、今年度中に準備をいたしまして、4月1日から適用させていくというふうになるかと思えます。

それから、赤坂地域に建設を予定している保育施設につきましても、現在のところ認定こども園にするとか、保育園にするとかという話があるんですけど、それにつきましてもこの給付に関しましてはこの基準によって行うというふうになるかと思えます。

続きまして、2番目ですけど、現在私立保育園10園ありますけど、これが認定こども園等の移行を希望したときはどのように対処するのかということにつきましては、この秋ぐらいからそれぞれ施設であるとか事業所の登録を行っていくという事務がスケジュール化されております。それによってそれぞれの施設がどういったものになるかということを選別していかないといけない時期に来ております。これからその認定こども園に移行をもしされるということになれば、施設の認可につきましては県のほうで行いますので、そういったところとの調整が出てくるものかと思えます。

それから、先ほど言いました市にとりましてはこれが給付の対象になるかっていう確認を行うことになってくるので、そういった作業もこれから行っていくことになるというふうになっております。

認定こども園の基準のほうもまた保育園とは違う基準が定めておりますので、そういったところが適切にできているかということも確認をしていく必要があるかと思えます。

それから、3番目の小規模保育事業、こちらのほうを希望する事業者があった場合、それを認めるのかということですが、赤磐市のほうは現在のところ保育の関係する保育所等につきましては待機のほうが一応ないという状況でありますので、新しくこういったことが出てきた場合、その設置基準、当然保育、安全で安心できるものが提供しなければならないということがありますので、当面は待機がないという状況であれば、まずは保育園を利用させていただくのが第1番かなと。

待機が出てくるようなことになった場合にはこういった申し込み、もし申請があった場合には対応をしていくべきなのかなということでは現在のところは事務局的には考えております。

それから4番目、利用者と施設が利用に関して契約を結ぶことになるのかということにつきましては、先ほどの「すくすくジャパン！」の8ページのあたりに書いてありますので、そちらをごらんいただけたらと思います。

8ページの下のほうへ契約支払い先は利用する施設によって異なりますということで、認定こども園、幼稚園、公立保育園を利用する場合は利用者は施設利用者と契約して保育料を施設事業者へ支払うということになります。

それから、山陽地域、熊山地域にある私立保育園を利用する場合には市町村と契約して、保育料は市町村へ支払うというふうになっております。ですから、赤磐市の場合は新制度は新しくなりますけど、現行のとおりというふうに考えていただければいいかと思っております。保育料につきましては市町村のほうへ払っていただきます。

公立保育園についても公立が赤坂と吉井にありますけど、それも現在保育料のほうは市のほうへ払っていただいておりますので、どちらにしろ変更はないと考えております。

それから、第7条に関連して利用を希望する家庭は全て利用できるように行政として関与するのかということですが、これにつきましても全てということが言えないかもしれませんが、できるだけそういったふうに入れるように協力、努めていくという記述もありますので、そういう態勢で臨みたいと考えております。

それから、片親家庭等の乳幼児及び障害のある乳幼児等の利用が拒まれることはないのかということですが、これらにつきましてもそういう受け入れの態勢ができている保育園につきましてはそういったことがないようにしていただく、従来どおりしていただくようお願いをすることを考えております。

それから、5番目の13条の利用者負担等の受領ということになります。

こちらを見ると、先ほども説明しましたが、施設のほうがある場合は若干私立の認定こども園等はそういったものがあるんですけど、先ほど言いましたように市のほうで徴収をするというふうになります。赤磐市の場合は市のほうが保育料の管理は行くと、利用料の管理は行う。また、利用料の設定についても市のほうで行うということになります。

それから、保育料の未納のほうがふえておるということになりますので、そちらの滞納対策

については当然徴収する市のほうが中心となりますが、私立保育園のほう、公立の保育園につきましても滞納対策については御協力をいただかないとなかなか難しい現状となっておりますので、そういった点については協力をいただいて適正な運営ができるようにしていきたいと考えております。

それから最後、保育園の定員のほう設定されていますが、新制度移行後、利用定員はどのようにして決められるのかということで、これらの定員のほうにつきましてもこれから協議いたしまして決めていきまして、それで施設の登録を行う中でそういったことを進めていきまして、来年からの受け入れができるようにやっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 1つ私、私立のほうはよく知らないんですけど、この説明の8ページのところに私立の保育所も市町村へ今も払ってるんですか。私立は私立で徴収してると思っていたのですが、私立も市が徴収してるんですかっていうのが1つと。

それからもう一つ、さっきの4つ目の質問のところにかかわりますが、利用を希望する家庭は全て利用できるように行政は関与しますか。または、ハンディキャップのある家庭に対する利用が拒まれることはないかってことについて努めたいということですが、この条例の中で努めねばならないという条例文はありますか。行政として今のような希望に対して応えねばならないとか、ハンディキャップや困窮家庭に対しても受け入れなければならないということは、市がつくる条例ですから市としての努力義務というのほうはたってる箇所はありますか。その2つを教えてください。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 1つ目のほうで、私立の保育園の保育料の徴収、現在どこがしてるかということにつきましては、赤磐市のほうで徴収をしております。

それから、2番目のそういう取り組みを行うということにつきましては、ちょっとお待ちください。

○委員（原田素代君） ちょっと補足していいですか。

○委員長（福木京子君） 原田委員。

○委員（原田素代君） これを読むと、国のほうのこれ読むと、何か設置事業者の責任と行政の責任が非常に曖昧なんですよ。基本的には設置事業者には責任を負わせてるようなんですけど、あくまで市町村が条例を運用してるわけですから、当然市町村としての責任というのもしちっと明記されてないといけないなと思うのです。だから、なおのことそのことで確認をしたかったんです。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） そうですね、市町村の責務については、これは事業所の基準でありますので、ちょっと今のところよう探さんのかもしれませんが、書かれてないと思います。

この上位法にあります子ども・子育て支援法のほうにはそういった記述があったと記憶しておりますので、市町村はそういうことで、この条例につきましてもは基準でありますので、逆に7条にはそういうあっせん、調査及び要請に対する協力ということで、事業者、特定施設の方について市町村が行うあっせんの要請に対しできる限り協力しなければならないというような記述を設けていると。

○委員（原田素代君） いいですか、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 国定課長は努めたいとおっしゃっていただきましたけど、基本的には努めていくわけですよ、上位法でうたってるわけですから。よろしいですか。

○委員長（福木京子君） 答弁。

○委員（原田素代君） いやいや、確認ですけど、いいですね。

○子育て支援課長（国定信之君） はい。

○委員（原田素代君） そしたら、じゃあ最後に。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） この条例ができることは、各保育園、幼稚園の現場の人たちはまだ何も知らないのでしょうかというところが1つと。

この議会で最終日に議決が通って以降、初めて現場にこういう条例が4月1日から施行されますよという説明に入るのでしょうか。

ていうのが、大分網羅されてるんです、これ運用が、いろんな多岐にわたって。だから、かなり早目にこの条例の中身ということを知り周知してあげないと、9月以降、事業所の登録っていてももう物理的に難しいと思うんですけど、今年度は。ちょっと現場としては対応が非常に苦しい、要するにタイムスケジュールが詰まった状態で提案されるわけですから、そういう意味でいつの段階でこの条例についてのきちっとした説明があると思っていいたいですか。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 特に保育所が中心になるかと思えますけど、公立の保育園についてはそういった会議がありますので、そういった中で新しい制度が始まることについては協議はしております。

それから、私立保育園さんにつきましても、うちのほうから直接文書を送ったということもちょっと記憶にないんですけど、それぞれ問い合わせもいただいておりますし、いろいろ協会

さんのほうからの情報も行ってると聞いておりますので、全然御存じないということはないと思います。

それで、今回こういったものができましたら保育所の代表の方との会議のほうも行うこととしておりますので、できるだけ早い時期にそういったところでお知らせ、市からのお知らせのほうはしていきたいと思います。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 重ねてですけど、もう1年ぐらい前から岡山市はこの子ども支援会議がずっともう系統的にやられてたんです。そういう情報を聞いてたので何で赤磐市は早く立ち上げないんだろうってずっと思ってたんですよ。

けんけんがくがくあったそうです、その会議の中で。現場はこうだと、どうすんだっていう話。やっぱそれがないと、条例も実際使えないと思うんですよ。だって、こんな文章だけ読んであってあれですから、議論して初めてあのときのあのことだなんてのがわかるわけで、どうも本当におざなりなというときついですが、もうちょっときちんと現場とキャッチボールをして生きた条例にしていただかないと困ると思うので、今後はぜひそこはタイムスケジュールをあらかじめちゃんと立ち上げた上で事業を進めるというやり方を重ねて重ねてお願いしたいと思います。

部長、いかがですか。

○保健福祉部長（石原 亨君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） この条例の説明並びに今後の運営につきましては十分現場と調整しながら、早目に進めていきたいと思っております。

○委員長（福木京子君） 他にありませんか。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） この地域型保育というのが4通りありますわな。これは年齢がゼロ歳から2歳ということになっとなんですが、この年齢は、例えばゼロ歳から5歳にするということはやできない、それが1つ。

それと、幼稚園とこれセットでもできるわけでしょ、今度の新しい27年からやっていくのは。

それと、今の原田委員のほうからお話があったけど、この法律というのは27年4月1日からいくんじゃけど、その前に3年間さかのぼったところからこういうことになりますというものですから、急にぱっと新年度から運用しますというようなもんじゃないんで、こういうものに対しての取り扱いの協議が、事前に3年間あるんじゃからそこで十分やっとかんと物事ができんのじゃないか。

特に、私立の保育園が今やっつとる中で、新たにこういうものを対応していこうとすれば、建物のスペースの問題、それから敷地のスペース、せえでまして私立の保育園が放課後児童等のことも対応されとるとこもあるわな。そうすると、4歳、5歳の大きな男の子や女の子が、児童が遊ぶスペースの確保、実際できるんかというたら現実問題そうなかなか難しい、ただ基準的なもんからいえばそりゃ1人何平米とかなんとかというようなもんでクリアはできとんかもしれんけど、現実にはそれはそんなゆとりがある安全でできるものかというたらちょっと問題があるように私は思うんですけど、そこらの話にしても、例えば私立の保育園の方々がそういうものに取り入れていこうとする場合にはやっぱり事前にそういう話し合いをやった中でいけばスムーズに移行ができるでしょうけど、今までの話し合いがないんじやったら27年4月から云々というのはちょっと難しいと思いますし、そこらどんなんでしょう。

今言うた幼稚園と、私の考えじゃ、幼稚園も今度はこういう対応できるという認識しとんですが、例えば幼稚園が地域型保育なんかとセットでやることができるんかどうか。そういったときに人数、年齢的にもゼロから2歳になつとるけど、例えばゼロから5歳でも対応できるのか、その点はどうなんですか。

それともう一つ、この問題とは別の問題じゃけど、今の保育料の徴収の問題等も今話が出た中で、基本的には市町村が窓口で対応するようになってるわな。しかし、今の私立の保育園の園児の中で滞納がかなりあります。もう古いのはかなり前の、もう今、高等学校へ行つとるような子供の分でさえ残つとるようなところもあると思います。

そういうのはやっぱり徴収は市町村だけでやるからというんでなしに、やっぱり園のほうにも協力をもっと十分やってもろうてやらんことには。せえで、できれば市町村が最終的には責任を持たにゃいけんにしても、その前の段階で保育園のほうで徴収をしてもらうような協力を得てやれば、ほんなら幼稚園自体にしても私立の運営されとる人でも誰が支払いが滞つとるか、そういうものがわかると思うん。

じゃけん今の状態、現状の法律ではそうなつとんかもしれませんが、今のやり方でいくと保育園は定員があるから定員いっぱいまで人を寄して、悪い言い方しちやいけんけど、金もうけ一生懸命、そりゃ地域に貢献をしとんのわかりますよ。しかし、貢献しとんじゃけどやっぱしこれも一つの企業ですから、企業というのはもうけにゃいけん。企業ができんところをするのが市町村、国が、地方公共団体がやらにゃいけんもんもあるわけじゃ。

だけど、園を経営されとる人方にも本当そこらの辺は十分協力体制をしてもらうような話をやらんことには、どんどんどんこんな難しいものがたくさんできてきて、へえでお金のほうは市町村で徴収しなさいというんじゃ少し、やっぱりお互いが協力し合うた中で少しでも保育料の滞納がないような状態に置ける、基本的に言うたら保育に欠けようが何で欠けようが見てもろうて金を払わんでええじゃというような、例えば生活保護を受けとるとかなんとかそういうところのは別ですけど、そういう問題じゃなしに、実際支払い能力があつてもなかなか支払

いをしないというような悪質など多いわけですから、そこらのとこの対応ももっとこれからは、今まではもう仕方ない、これからはそういうとこに十分協力を得てやれるようにできんもんですかな。その辺はどういうふうな対応でやられるんか、その点も答弁願います。

○委員長（福木京子君） 答弁どなたがされますか。

○委員（行本恭庸君） できる人でやってください。責任を持って説明ができる人が言ってください。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） まず、地域型保育につきまして、基本ゼロ歳から2歳までのものでありますが、5歳までできないかという話ですけど、基本的にはやっぱりこれは2歳までということで、特に離島であるとか山村的なところでそういった施設がないようなところについては特例的に行うことはできるという規定がありますが、基本的には2歳までの事業だということでお考えいただけたらと思います。

それから、この地域型保育を幼稚園とセットで行えるかということだと思うんですけど、それぞれ施設の基準とかがありますので、実際的には保育園ができない、ちょっと具体的なことを見ないとわからないとは思いますが、現実的には少ないのではないのかなと考えております。

幼稚園につきましては、新たにサービスっていうことになりますと幼稚園早く帰りますので、その後、一時預かりをするとか、そういった事業のほうをやられるんではないかと考えております。

それから、保育料の徴収に関しましては、アイデアといいますか、具体的な方法を提示いただきましてありがとうございます。市町村が徴収しておりますけど、現在私立の保育園のほうにつきましても通知分のほうは保育園を介して保護者のほうに渡していただくことをしております。

現状を言いますと、この中でも園の取り組みの温度差はあるんですけど、かなりそういったことで積極的に協力をしていただいとって、ある園では滞納額をゼロにしたという実績もお聞きしておりますので、保育園のほうで保育料を徴収は法的には現在のところできませんので、そういったそこまできれませんが、同じ側に立って徴収についてもできるだけ協力をしていただきたいというようにこれからお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（福木京子君） 行本委員、ありますか。よろしいですか。

○委員（行本恭庸君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 余談事になるかもしれんけど、協力をしていただけるとこといただけ

んとことの差があれば、それ相応の対応の仕方も考えていきゃええと思うんで、余り遠慮する必要ないと思うんで、その点は十分考えてやってください。

終わります。

○委員長（福木京子君） もうちょっと質疑あると思いますので、ちょっと10分間休憩といたします。

11時10分まで休憩といたします。

午前11時0分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（福木京子君） では、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

他に質疑はございませんか。

○委員（原田素代君） ないんでしたら、もうひとつ聞いていいですか。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 保育料の設定のことなんですけども、もう一度確認しますが、この議第56号のところの保育料については運営基準を定めるという条例ですから、保育料については従前どおりの設定の仕方になるのでしょうかということと、あと保育料の設定のことについてちょっと教えてください。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 保育料についてこの条例とは直接は関係するものではありませんで、保育料については国が利用料の基準のほうを仮という形で提案されておりますが、それを基準に市町村でそれぞれ利用料については定めることになっております。

それで、現在考えておりますのは、前回の委員会でも説明させていただきましたが、国が提示した8階層に分かれてるということがあって、従来赤磐市はそれをやってきたんですけど、段階を上がると急激に保育料上がってしまうとかってというような問題が過去からありますんで、そのあたりを階層をふやすというような形で現在のところ考えております。

それから、従来は、これは国のほうでの決定事項なんですけど、所得税の額によって階層を定めておったんですけど、それが市町村民税の所得割のほうの額で設定できるように今回なりました、市にとっては非常に把握のしやすいというふうなことになっております。

そういった状況の中で、これから国から出される最終的な利用額のほうを参考にいたしまして保育料のほうをできるだけ早いうちに決めていきたいと考えております。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） ということは見直しというか、現状が変わるという前提だと理解したほうがいいんですか。それとも、ほとんど変わらないというふうに理解したらいいんですか。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 先ほど言いましたような変更点はございますので、そういった制度は変わるということになりますけど、保育料の水準につきましてはほぼ現行程度かなということで考えております。

○委員（原田素代君） 重ねて。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 濟いません、その保育料の決定は4月1日前にあるわけですね。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 今年度中につくりまして、また条例として御協議いただくことになるかと思えます。

○委員（佐藤武文君） 委員長、よろしい。

○委員長（福木京子君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤武文君） 今、赤磐市になって旧町時分に、特に山陽町の場合は私立の保育園がたくさん町内、市内の中にあるわけなんです。そのときに、設置するときには町のほうからお願いをして設置をしたといういきさつがありました。そのときにいろいろな取り決め、いろいろな約束事等々が私はあったというふうに思うんです。

今回、この条例を制定されて設置等の時点に前に戻っていろいろ調整をした時点で、この条例と要するに合わない部分というか、問題点が私は多々出てくるのではないかなというふうに想定をしております。

しかしながら、今回この条例というのは国のほうで定められた条例であって、これを変更するということはできないと思うんです。ただ、その中で昔の経緯にさかのぼっていただいて、赤磐市独自で何かを定めなければならないような私は状態になってくるのではないかなということも今予測をしております。そういうようなことをよく認識し、あるいは理解をして執行部のほうは取り組まれておられると思うんですけど、そういう想定をどのように、他の地域とは旧山陽町の場合は違いますんで、その辺をどのように考えておられるかということを一かつ確認をさせていただきたいと思えます。

○委員長（福木京子君） どなたが答えられますか。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 佐藤委員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思えますが、設置当時のそういう状況についてちょっと詳しくは今つかんでおりませんので、その状況をしっかりつかんで、今後、この今の条例、今回提案させていただいた条例が施行された後、どのように問題が出てくるかということでそこに問題が把握できた段階でしっかり調査

し、検討していきたいと思います。

最初のどういう取り決めというところの部分でまだしっかりつかめておりません。その辺をしっかりとつかんでいきたいと思います。

以上です。

○委員（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤武文君） 先ほどの答弁、私は取り消していただいて、再度答弁し直していただきたいんです。全然そういうことについて知らなかったその中でやったというのは答弁として好ましい答弁と思いません。

これは本当に山陽町時分に困りまして、私立の方に、私立といいますか私立保育園を設立していただくためのいろいろな働きかけをしております。そういうふうないきさつがあったということを私はこの場で申し上げておきますので、今さっきの答弁は取り消していただいて、取り組むという答弁にかえていただいて、知らなかったということではこの条例を提案することにはならないでしょう。知って、条例を提案していただかなければ、我々委員会の中でそういうことは知りませんで条例を提案しましたというのは答弁として私は好ましい答弁と思えませんので、その辺は訂正をしていただきたいというふうに思います。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 申しわけございません。先ほどの答弁は取り消しをさせていただきます。今後出てくる問題につきましてはしっかりと取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○委員長（福木京子君） 他にありませんか。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） 丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 私なかなかこの問題知らないことが多くて、今一生懸命考えてるところなので、1つだけちょっとダブるかもしれませんがお尋ねさせてください。

この議第56号の基本というのは多分御説明の中で言われたと思うんですが、認定こども園というものを確認するための要件を定めたものだというふうなものが基本だというふうにおっしゃったと思うんです、この議第56号について、28号の条例について。

ところが、今いろいろ聞いてて、現行の市内の保育園と具体的に何かこの条例を施行、4月からしますよね。した場合に何か変えなくてはならないということがあるのかどうか、その1点だけちょっと国定課長、お答えください。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） ちょっと細かいところまでどうなってるのかっていうのは

あれですけど、おおむねにつきましては、現行保育園のほう運営していただいております中で、こういったことは決まっておるものと把握しておりますので、今後保育施設の方と協議いたしまして、こういったところを、これが一応最低限の基準を定めるものということになりますので、できるだけこの基準に沿うような形で来年度、4月に持っていけるような形で調整をさせていただきたいと考えております。

○委員長（福木京子君） 一番最初に質問したところの答弁。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 今お聞きして、これで思うことは、4月からこれを実施されますよね。実施された場合に現行の保育園の中でやられてることがどうしてもこの条例に照らすと不都合であるというふうなものが出た場合には調整をされるということになると思うんですが、そのあたりのことをもう少しきちっと詰めていかないと、4月1日になったからもうとにかくこの国の基準に合わせていくといった場合に、非常に困った問題がひょっとしたら出てくるかもしれないかなというふうな感じなんです。私、具体的なことがわからんもんですから。

ですから、そのあたりのときにどうされるおつもり、いや、国の基準で合わせていくんだというふうに行くのか、それとも経過措置をとるというふうに考えられるのか、そこをお答えください。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 施行、4月までに向けて調整していくということになりますが、その中でどうしても基準を満たせれないというものがあって、それがどうしても合理性を持つということになりましたら、その際には、具体的にはちょっと今思い浮かびませんが、何らかの対応は考えたいと思います。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○副委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

○委員長（福木京子君） 他によろしいですか。

○委員（行本恭庸君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 先ほどもちょっと言うたんですが、今現行の私立の保育園がこの条例つくったら、ほんなら4月1日からすぐ対応できる状態になつとるん、それが、その点。

例えば、私が調べた中でもほとんど今定員がいっぱいで抱えとるところあるわ。それが新しいこの制度を取り入れてやったときに、ほんなら例えば面積的なもんとかというのはこれはもうすぐに広げるわけにはできんわけじゃから、職員をふやすのはそれは募集かけたら間に合う

かもしれない。

しかし、そういう運動場のスペースとか、建物のスペースとかというものが法で計算して今、基準ありますわな、おおむねという言葉が使われておるケースが多いですけど。ゼロ歳児から5歳児までトータルで何人でしょ、定員が。ほいたら、ゼロ歳児がようけおるとこ、それから少ないとこ、そういうとこにいったら面積的なもんが非常に厳しいとこもある、現状の中でも面積が足らんんじゃないかなというふうなとこもあるんじゃないかと私は心配しとんどすけど、そういうことまで考えたときに、条例をつくるならつくりゃよろしい。しかし、4月1日から即それがいろんな面、そういう施設的なもんとかということを考えてときに、できる状態に今あるのかないのか、その点をちょっと教えていただきたい。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 先ほども言わせていただきましたが、これは面積的な要件を定めるようなものじゃなくて、給付の対象として確認する基準ということになります。

また、そういったこともあります、基本的には従来的に運営の中で取り決めがなされているものを中心にまとめられてるものと考えておりますので、基本的には大きな変更なくこの保育施設、地域型保育事業につきましてはこれでいけるものではないかと考えております。

ただ、これから協議を行う中でそういったことができましたら調整を図りまして対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 問題ないということ、結局。すぐ対応できるということ。できるんかできんのか、はっきりその辺を答弁してください。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 現時点で100%できるという回答はちょっとできませんので、基本的にはできるものだと考えております。今後、協議する中でそういう問題が出てきましたら対応を考えたいと思います。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 基本的にはそらわかりますよ。現実かどうかというのを聞いとんじゃから。現実にはできんのじゃったらできません言わにやいけまあ。

○委員（原田素代君） 現場知らないんだから答えられない。

○委員（行本恭庸君） もうよろしいわ。

○委員長（福木京子君） もう答弁いいですか。

○委員（行本恭庸君） 言うてもろくな答弁すりゃへまあ。

○委員長（福木京子君） 部長に答えてもらわんでいいですか、よろしい。

○委員（行本恭庸君） よろしい。

○委員長（福木京子君） そしたらよろしいということで。

私のほうから、この子ども・子育て支援制度というんがここの基準の分が出とんですけど、これはこれまでの保育行政と根本的に変わってくる制度ですよ。そこのところを確認したいんですが、今までは市町村の責任によって保育を提供する、言葉が、現物給付の制度を改めて利用者と事業者の直接契約を基本にする現金給付の仕組みへの変更という最大の特徴が、本を読んてみたらそういうふうにあるわけですよ。根本的に変わると。

市町村は保育の契約に介入することはできないため、市町村の責任が後退し、保育の市場化に道が開かれることになるということを書いとるわけですよ、いろいろ本を読んてみますと。だから、そういう状況に根本的に変わってくることになると思うんですが、今課長の答弁では、現状の保育水準を後退させないというんか、現状とほとんど変わらないというふうなことをきっちり言われたんで、それは責任持っていただきたい。その根拠は児童福祉法24条の1項に書かれてますよね。保育を必要とする子供には保育を受ける権利があり、市町村は保育所保育を求める子供を保育所に入所させて保育する責任があると、これに徹していただきたいと思うんです。

何かいろいろ説明があつて認定こども園とか小規模保育とかというのは、何かこの児童福祉法24条の2項に位置づけられて、結局契約が利用者と事業者の直接契約になってくるといふうなことらしいんですけども、やっぱり市があくまでも24条の1項の責任を果たしていただきたいということを私は言っておきたいと思うんです。

それで、それからあといろいろ質疑の中でありましたけども、やはり早目に説明会を、この制度が根本的に変わってくるんですから、早目に説明会をやつて現場の声を聞いたり、対応をしていただきたいと思いますが、その点の答弁を願いたいと思います。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 福祉法の24条、そちらのほうの定めの方は変わりはありませんので、市町村責任を持ってやっていくことは努めてまいりたいと思います。

それから、関係者への説明会につきましても、あの子ども・子育て会議に相当する次世代の会議のほうは先日開催いたしましたので、そういったところで御意見を聞いていくとともに、それから関係の方々とも協議を持っていきたいと考えておりますので。

以上です。

○委員長（福木京子君） わかりました。

○委員（原田素代君） ちょっといいですか。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 担当委員会に、例えば子ども会議がようやく名称がそうなったというのか、実態が今回ではないはずなんですけど、その経緯を報告してほしいんですよ。病院のときもそうですけど、もう議案として出されちゃったら対応しようがないわけじゃないですか。

さっきも言いましたように、3年間なり何なり事前にわかっていることでありながら、突然出てきちゃうことになるわけですよ。前回1回ありましたけど。だから、もうちょっと審議会なり検討会議っていうのはそれぞれの担当委員会に、今こういう状況でこういう御意見いただいていますよぐらいは言っていたかないと、私たち何の準備もできないんですよ。

議案を見て、はい、よし、はい、ノーじゃないわけですから、当然その経緯やいろんな要望を聞いて、いいものにしようと思って議会があるわけですから。どうもそこが市長さん、ぜひ今後はそういった情報提供を一層いただきたいんですけど、いかがですか。市長に。

○委員長（福木京子君） 市長に。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 委員さんの御指摘よくわかります。私もそういった情報提供を心がけるようにしております。ですんで、これからさらに気をつけてまいりたいと思いますんで、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） くれぐれくもお願いします。

○委員長（福木京子君） それでは、もうよろしいですか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて、議第57号赤磐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（赤磐市条例第29号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） これにつきましては、本会議場で説明させていただきましたし、先ほどの担当課長のほうから資料をもとに説明させていただきました。これも、この条例の項目も含まれておりますので、これ以上説明することはございませんので、よろしく願いします。

○委員長（福木京子君） 説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○委員（原田素代君） いいですか。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） ほんとに説明のしようが木で鼻くくったような説明なんですよね。例えば、なぜこういう地域型保育とか家庭的保育、小規模、居宅訪問型などが出てきたかという背景があるわけじゃないですか。待機児童が多くて女性が社会進出するのに足かせになって、しょうがなく子育て支援っていうのをしっかりと立ち上げようと政策的なものがあるってこういうものが出てきたわけで、もうちょっとそういうなぜ出てきたかっていう背景があって、それで今回例えばこの議第57号についていえば、議第56号は保育園や幼稚園だけここはそういう新しい事業として少しでも待機児童の受け皿になるようなものとしてつくっているのだというような、私はそう思っているけれども、そういう説明がないとわかんないわけですよ、この条例の文章を読んだって。もうちょっとそこを親切に説明してもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 申しわけありません。

それでは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例ということで……。

○委員（原田素代君） 条例の文章はもういいです。大づかみに、この条例の果たす役割とか目的とか、わかりやすく言ってください。

○子育て支援課長（国定信之君） この事業につきましては、先ほど委員さん言われたと思いますが、特にこの地域型保育につきましては都市部における待機児童の解消策として保育園をつくるのがなかなか難しいということになりまして、それじゃあそれより小さいところでも民間企業等の参入によりまして事業を起こしていったらどうかということでこういったものができております。

こういった4つのほうの事業のほうが出されておるということで、これにつきまして当然赤磐市でも設置したいということがあれば申し出することは可能ですが、そういう場合があった場合、赤磐市としてはこの条例に、こちらの条例につきましては面積要件であるとか、部屋の数であるとか、そういった内容についてそれぞれ事業ごとに基準を示しております。申し出がありましたらこれの基準に沿ってその事業を行う場所が適切になってるか、この基準、国が示した最低基準ではありますが、現在のところこの基準に合うかどうかを示して市のほうとして認可を行うということでこの条例を設けるものであります。

赤磐市のほうにまだこれがないということで、基準につきましては国が定めたいわゆる最低限の条件のほうの基準ということで赤磐市としてはこれを定めたというものであります。

以上です。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） この3ページ、4ページの今いただいた資料にあるように、この幼稚園と保育所と認定こども園は県の認可だけれど、この地域型は市町村の認可っていうことですね。だから、今後申請があれば市として確認をして許認可は市が出すということですね。わかりました。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） 他にありませんか。

ないようですので確認したいんですが、結局赤磐市には今ないんですけど、今後出てくる可能性もあるかもわかりません。それで、これもいろいろ本を読んできましたら、やはり定員規模が小さいことを理由に保育所等に比べて保育者の資格案件の緩和などが国基準に盛り込まれて、その結果、結局施設事業によって保育に格差が持ち込まれることになってしまったというふうに書かれとるわけですよ。

そこで、心配なので、もしそういう保育所の申請が出てきた場合には、やはり保育の質、これは格差が開かないように保育士の資格者とか、それから給食は自園調理をし、調理員の配置を求めるとか、そういうふうに、それから延長保育や同様の保育とか、そういうふうな格差がないようにしていただきたい。出てきたときにまた審議はされるでしょうけど、それが危惧されておりますので、一応言うておきたいと思います。そういうふうになる可能性はないんですか。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 門戸を開いているということがおっしゃったとおりだと思います。保育園とか社会福祉法人の方にやっていただいております。それに株式会社が入ってきたり民間のところってところが入るとほんま保育の質も低下ってということも懸念されますので、そういったこの基準をもとに、またそういったことも考慮をいたして市として認可を行っていきたいと思います。

○委員長（福木京子君） わかりました。

他にありませんか、質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて、議第58号赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（赤磐市条例第30号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 議第58号でございます。この条例につきましては、児童福祉法第34条の8の2において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、市町村が条例で定めるということになりましたため制定するものでございます。

本条例で定める基準につきましては、厚生労働省令で示された最低基準に従い、または参酌して定めるということになっておりまして、同省令に準じて定めているものでございます。

本会議場並びに質疑等でも答弁させていただきましたとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（福木京子君） 執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） まず、14クラブですか、赤磐市にあるのは。よろしいですか。15になります。

○委員長（福木京子君） 15ですか。

○委員（原田素代君） そのうち民間の保育園や幼稚園がやってるクラブと熊山や赤坂がやってるように保護者や地域の人が運営している従来でしたら公設民営のクラブのそれぞれの数をまず確認をしたい。これを今回のものを読むと、そのすみ分けはないわけですよ。民間の事業者さんがやってる学童クラブと、地域の保護者や地域の人たちが運営委員会をつくってやってるクラブと、いわゆる公設民営型でやってるところと民間でやってる事業所のすみ分けはここにあると。

そこから発生する問題はいっぱいあるそうです。細かく言ってもあれだから、最初に公設民営型のやってるのと民間のクラブとその他、吉井の直営と、ちょっと数を言ってくれません。それぞれ。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 現在15クラブあるということでした。いわゆる民間で保育所、保育園の関係でやっている団体が8、それから運営委員会がやってるのが5、それから吉井の2つが公立ということで15です。

○委員（原田素代君） それで15。

○子育て支援課長（国定信之君） はい。

○委員（原田素代君） 一つずつ言わなきゃいけないんですけど、まず第3条から行きましょうか。違うのか、こっちとこっちが。一緒ですよ、この官報のと、条例のあれは。

○子育て支援課長（国定信之君） だいたい一緒です。

○委員（原田素代君） ここの第3条には市町村児童福祉審議会を設置してる場合に当たって

はその意見を、その他の場合に当たっては児童の保護者、その他児童福祉に係る当事者の意見を聞き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者に対し、最低基準を超えてその設備運営を向上させるよう勧告することができる。この主体は誰ですか、市町村長、市町村長は勧告できる。赤磐市にはこの審議会というのはあるのですか、ないのですか。まずお聞きします。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） そのこの条文が若干国との状況が変わったんで……。

○委員（原田素代君） あ、こっちは違うんですね。

○子育て支援課長（国定信之君） 4条の3項のあたりになるのかなと思います。

○委員（原田素代君） てことは審議会はないんですね、赤磐市には。

○子育て支援課長（国定信之君） 審議会のほうは、赤磐市のほうは現在ありませんので、市としては保護者の代表であるとかそういった方の当事者の意見を聞きというふうな形でこちらの条例のほうは制定しております。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。

次、行きます。

第5条の4、こっちと一緒に、一緒ですね、第5条の4、放課後児童健全育成事業者はその運営の内容についてみずから評価を行いその結果を公表するように努めなければならないとありますが、これは従来されていることですか。新しい項目ですか。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 現在のところはまだできてないとか、記憶してます。

○委員（原田素代君） ですね。

委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） ていうことは、これからこういうことをしなさいという指導をしてるわけですね。わかりました。

続いて、行きます。

9条の設備の基準なんですけど……。

○議長（小田百合子君） 指名してもらえろ。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 9条の設備の基準ですが、ここが最初に言ったところにかかわるんですけど、地域が公設民営で立ち上げてる事業所はハード面、施設の建設っていうことは当初の

公設民営のときの話に市のほうが、要するに受けるというふうに確認してたと思うんです。さっき佐藤さんが言ってたいろんな以前の申し合わせがあるじゃないかっていう中にも入ると思うんですけど。

ここで読むと、事業所に対しては必要な設備及び備品、これ設備と備品だけだけど、例えばハード面で今回40人というのが一つのマックスになったので、それ以上の施設をつくらねばならないっていうときに、公設民営の保育所でもその施設をつくらねばならなくなるんですか。当初の公設民営の場合は、建屋については市のほうが市の財産として建てるということになっていましたが、そこについてはどういうふうに運用になるんですか。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 基準が満たなくなっている公設民営のクラブがあるということになれば、増設とか国とかは学校内にあれば学校の空き教室なんかを活用するようになっていうふうな話もあります。そういったことで、それが可能かどうかはそれぞれの現場になると思いますけど、そこで検討いたしまして増設が必要になるということになれば国、県の補助金制度もありますので、そういったものを活用して市のほうも何らかの支援をすることも考えないといけないと考えてます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） だから、公設民営で立ち上がったクラブについては、皆さんそう思っていると思うんですよ。冷蔵庫やら何やらは自分たちで頑張って調達するけれど、建屋を建てるとか土地面積を、場合によっては借地や購入なんていうことはできないわけですよ、事業所じゃないから。みんな毎年かわるんですから、役員さん、言っときますけど、お母さんたちが運営してるんですから、公設民営は。

そうすると、そこまでの負担を求めたらもう誰も運営委員やってくれないわけですよ。とにかくとりあえず国、県、市の補助金と保育料で1年間を何とか回してるのが公設民営なわけで、だからそういう意味では私の中ではこの条例は、いわゆる事業所さんがやってる学童と、従来公設民営で立ち上げてきた学童とはやっぱり本来すみ分けがあってしかるべきだと思ってるんです。そこについてはいかがですか。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） この条例につきましては、そういった起りであるとかあるかと思うんですけど、こういった形、現在15クラブありますけど、公設また私立にかかわらず基準ということになりますので、これを中心としてやっていただくことが基本になると思います。

○委員（原田素代君） わかりました。

はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） そうしますと、さっき重ねて確認しますが、ハード面の新設とか増設とかってというのは、やはり民間業者さんとは違う経緯があることについてのしんしゃくとか、考慮はしていただきたいなというふうに思っておりますので、今国定さんは語尾が消え入るようだったのであれですけども、そこはさっき佐藤さんもおっしゃってたようないろんな経緯の中で尊重していただきたいなと思っておりますので、それは結構です。もう一つ……。

○委員長（福木京子君） もういいですか。

○委員（原田素代君） え、市長に頼む。

○委員長（福木京子君） いや、今質問されて、答弁はいいんですか。

○委員（原田素代君） 答弁しようないでしょう。いいです、いいです。そこはもう一度言っときます。

それで……。

○委員長（福木京子君） 引き継いで……。

○委員（原田素代君） 次のところ……。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 最後ですけど、学童保育ってすごく安定しないんです。ていうのは、職員の待遇が全然保障されてないんです。ここでは支援員という言い方をしてますけど。

それで、今回びっくりしたんですけど、9項目にわたって支援員の資格をうたってるんですけど、よく言うなと思うぐらい。要するに、この学童ってのはもう40年以上続く歴史を持つてる事業ですけど、本当に何の一瞥もされずにみんな地域のお母さんたちが頑張って運営してきた歴史がある事業ですよ。

今になってこんな9項目もこれだけの資格がなければならないなどとうたうというのが、もう失笑ものなのですが、済いません、個人的な感想ですけど。これだけの資格や高学歴の方たちを対象にするにもかかわらず、職員の社会保障や賃金の面で何の保障もないんです。

この運営規定がありながら、職員に対する社会保障や賃金の待遇をちゃんとしなさいというのがないんですよ。やっぱこれは外していただきたいなくて、そのことについてぜひ赤磐市オリジナルにしてほしいなと思うんですよ。そこについてはどうですか、国のほうのあれは一切触れてないですけど、現場の声を国定さんが聞いていたとしたら、恐らくそのことは十分皆さんから言われてることだと思いますが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 御指摘のとおり、そういった面にはちょっと触れるところ

はないようです。それから、ここで新たにこの資格ということが明記されたというのは、学童保育のほうでいろいろ頑張ってきている関係者の方々おられますけど、新制度になってこの放課後児童健全育成事業というのは従来からやってるんですけど、その質の向上であるとかかっていうことが今回大きいポイントになって、あえて言えばこの基準をつくるということもそういったところから来てるということで、割と資格についてもここに明記されてるというふうを考えております。

それから、そこで働いている関係者の方々、その方々の処遇についてどうかということにつきましては、実際のところは運営されているところにお任せしてやってるということでございます。

今後はそういったことが影響が出てくるようなことがあれば、また市としても考えていきたい、検討していきたいと思っております。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私の知ってるクラブでもせめて退職金制度とか入ろうということでやりくりしてるようですが、これだけの高学歴やしっかりした資格を持った人を当てにするのであれば、当然そういう保障がなければ、志高くても職員集まってくるません。まして、学童っていうのは8時間労働じゃないんですよ。ここでも3時間以上と言ってますけどせいぜい四、五時間しか働きません。夏休みか春休み、冬休みありますけど。

だから、非常に安定感のない職場でありながら、この9つものあれを学歴やら資格を求めるといっては私はもうちゃんちゃらおかしいと思っております、はっきり言って。今まで地域のお母さんたちが頑張ってきたんです、おばあちゃんたちが。それが何でこんな急に出してきて、ほいで賃金も社会保障もないわけですよ。やっぱりその現実には市としても捉えていただきたいと思っております。

だから、この9つがクリア、最低これを見ると高校卒業以上だったらいいのかな、何か2年ぐらい現場をやったらいいのかなぐらいなことは読み取れますが、本当に地域のおばあちゃんたちが来てくれて運営されてきたわけです、今まで。だから、そういうことをくれぐれも、井戸を掘った人の思いを忘れないということも含めて、条例を運用する以上、しっかりと厳密にやるというのもいいですけども、そういうところは少しの幅を持って考えてあげてほしいし、あとは職員の待遇が改善されるような手だてもいろいろ考えていただきたいと思っております。

とりあえず、それについてももう一度教えてください。

○子育て支援課長（国定信之君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 今回の中にはちょっとこれは盛り込んでないんですけど、

資格に関しましても研修とかも市が行い、また県の研修を利用したりして育成事業者の方にも勉強してもらう機会を提供したり、そういったところもしていきたいと思います。

それから、処遇についての問題につきましては今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしい、あと。

他に。

はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） これも28号で申し上げた疑問なんですけど、実態として15クラブを今、運営、何とかされてるというふうなことらしいんですが、これが来年やはり4月からの施行ということになるに当たって、現行の運営がこの条例をきちっと遵守してやっていくということになった場合、抵触する問題、不都合な問題が起こってくるんじゃないかなという気がします。その場合はどういうふうにされるんですか、それが質問です。

○委員長（福木京子君） 具体的に。

○副委員長（丸山 明君） 具体的に、どうぞどうぞ答えてください。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） お答えしたいと思います。

基準にして現状に合わない、来年度から基準に合わないところが出てくるんじゃないかというところで考えられるところは、現在それぞれの事業者さんに基準を示して御意見をいただいているところでもありますが、その中では特にこちらのほうには返ってきていないんですけど、1つこの第10条の4項に、児童の数はおおむね40人以下とするということになっております。

現在までの基準につきましては確かに40人以下とするというのがあるんですけど、それプラス最大70人までとするという記述があります。

国のガイドラインのほうで示されておりまして、現状のところは最大が70人までというこの中でやっています。それが今回の基準の中には落ちておりますので、40人っていうのが守らなきゃならない基準になってくるということになりまして、その説明資料のほう、きょうお配りをさせていただいてるかと思うんですけど、議第58号の関連資料ということで1枚お配りしております。

抵触してきますのが、単位クラブの児童数ということで、先ほど言いましたように基準ではおおむね40人以下というのがあります。これに対する厚生省の児童事項につきましては、それをクラブを分けてやったり新しいクラブをつくれよということがありますが、現在のところ山陽東小学校区で保育園名等は出してないんですけど、クラブのほうをAクラブ、Bクラブというのが現在ありまして、現状は44名がそれに属されております。ということは、40名を若干超えてるということになりまして、じゃあこれを来年度にどうするかということで、現在こ

この山陽校区につきましてはAクラブのほうを、その中を2つに分けていただきまして、Aクラブを分割いたしまして新たに既存のA、Bクラブについては40名程度、それから分化したものについてはあぶれた8名とプラスアルファの何人かをここで受けることによりましてこの基準を満たそうという計画で設置者の方と進めていこうと考えております。

桜が丘東1丁目、2丁目の通学児童の方が山陽東小学校のほうに来られているということで、この地域の学童保育の児童数がふえておりますので、こういった形で新たにそれらを吸収していく必要があると考えております。

それからもう一つ、桜が丘東小学校は現状でCクラブが17人、Aクラブが54人ということがあります。こちらについては現在Dクラブをされてる方が新たに新しいクラブを施設があるということでそこで新設をされるというような計画もございますので、それを見込みまして…

○委員長（福木京子君） 済いません、時間をちょっと延長いたします。

○子育て支援課長（国定信之君） そういうことで新設によりまして基準のほう満たせるようにしていくという計画、現在ございまして、進めているところであります。

基準ができてそういう基準に満たないところにつきましては、今後、質の向上を図るという点からも事業者の方と御協力をいただきながら4月に向けてやっていきたいと考えております。

○副委員長（丸山 明君） いいですか。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） わかりました。今、説明の内容はわかりました。

ただ、僕が思うのは、この44名とか54名とかオーバーしてるところを分割をして、新設をしてそちらに移動してもらおうと、そこで運営していくんだというお話なんで、基準からするとそれでそれはもう満足できると思います。

ただ、子供の教育、放課後の預かって教育をするということはそんな人数合わせでやるというのは僕は基本的に間違っと思うんですよ。全く何のためにこういうことをやっとなのかってということがわかったらんからそういうことをやるんだと思うんです。

僕は人数を頭から定めて、小学校の場合、定員設けて1級が40人だとか45人だとかやってましたけども、その場合と違うと思うんですよ、この放課後の場合は。運営も何にも非常にボランティア的なのいったらいいんですか、そういう形でやってるし、それから実際に家庭の事情が全部違うわけですから、それに合わせてこういう放課後の児童クラブを運営されてると、非常に僕はありがたいことだと思うんです。

ですから、そういうふうな今までのこの28号の今回の条例の内容と照らし合わせて考えたときに、どうも基本の考え方が間違っと思うんじゃないかというふうに私は思えます。ですから、そこはやっぱり実態に合わせる。実際に、実態に合わせるというのはちょっと誤解を招きますけ

ども、子供を預かって、そしていい子供たちに育てていくっていうそこに基準を持ってくるべきであって、人数だとか国の基準だとかそんな要件だとか、そんなことは僕は後の問題だと思うんです。

ですから、これは意見を言ってもしょうがないんですが、ぜひ今お答えいただいたようなことは十分検討をしていただいて、ぜひ実態としてよくなるという方向にかじを、私は切るべきだと思うし、そういうふうをお願いしたいと思ってるんですが、ちょっとそういうことで修正をしていただけますでしょうか。

○委員長（福木京子君） 答弁を。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） この設備及び運営に関する基準につきましても、本来的にクラブがどうやって運営するかということに関して書かれてるものではなくて、クラブは独自にそれぞれの運営の方針とかを定められると思います。そういった中での参考とすべき基準と、守るべき基準だということで御認識いただいて、先ほど委員さん言われたように、学童保育の本来の目的を忘れずに新たな基準ができるけども、そういった狙いのほう、目的にほうを達成するように、これから関係者の打ち合わせもありますので、そういったところも厳重に新しい制度の中でやっていただけるようお願いしていきたいと考えております。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） この条例を施行した場合でも、今おっしゃっていただいたことは僕はよかったと思うんですが、そういうふうにして何も国から例えばお叱りを受けんとか、何のためにこれ決めたんだというふうなことにならないでしょうか、お答えください。

○委員長（福木京子君） だから、ここを変えることができるかと、市独自で。

○副委員長（丸山 明君） そうそう、これをそのまま通した場合にふぐあいができる。

○委員長（福木京子君） だから、ちゃんと答えてください。

○委員（佐藤武文君） それはできんわ。おえんて、そんなこと言わせちゃ。

○子育て支援課長（国定信之君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） この基準については最低限の国として守らなければならないということになりますので、この基準としてはあくまでもこれで制定させていただきたいと考えておまして、あと運用的な面でそういった目的に沿った運営ができるようにやっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○副委員長（丸山 明君） 納得はできませんが、お答えは結構です。

○委員長（福木京子君） 時間的にどうしよう。ここで休憩……。

○委員（佐藤武文君） これだけ済まそうよ。

○委員長（福木京子君） 済ます。

ほしたら、原田委員。

○委員（原田素代君） この関連資料なんですけど、Aクラブ、Bクラブっていうのはそれぞれ別のクラブだということ、A、B、C、D、Eまで、これ全部別の、ここで言う5クラブあると思っていいんですか、まずお尋ねします。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） クラブとしてはA、B、C、D、新しくEができるということなんです。

○委員（原田素代君） わかりました。

はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私は現場のほうからちょっと大変だなと、4月1日までにこの定数を調整するのは聞いてるのですが、まずお尋ねしたいのは山陽東の場合のAクラブの3行目のところ、分割すると、Aクラブを。これ分割するって具体的にどうするんですか。新しい施設を建てて、そこに半分を持ってって40に合わせるということなんですか。具体的にどうしようと思っているのか。それはいつまでに終わる予定なのか。

下の桜が丘小学校もそうです。Eクラブというのができるというのですが、これは新たに参入するわけですか。それで、それはどこへ新設するんですか。それはいつまでにできるんですか。

○委員長（福木京子君） 教えてください。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） どちらにしましても、来年4月に間に合うように進めていくものと考えております。

Aクラブの分割ということですが、これは既存のAクラブのやってる方のところで使っていない施設があるということで、新しく建てるんじゃなくてそこを活用してそこにAクラブの半分ぐらいを、一部を持ってきてやるという計画を今持っております。

それから、Eクラブについては新設ということですが、施設自体は既存の施設が利用できるとお聞きしておりますので、それを利用して新しいクラブをつくるということで、来年4月までにはこの設置を行っていくというふうな計画でございます。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） Eクラブは公設民営ですか。民間保育園ですか。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 現在のところ、民間の保育園の方がやっていただけるものと考えております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、もう5つが全部別々の民間の保育園がそれぞれ5つ、学童クラブを運営するということですね。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） クラブ的にはこの5つに分かれておるんですが、現実的に言えばAクラブ、Bクラブは同じ主体で事業主さんで行われております。

○委員（原田素代君） 違うじゃないですか、それじゃあ。もうちょっと説明してください。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） クラブ自体はそれぞれ分かれております。運営主体のほうはAクラブ、Bクラブとも同じところがやっておられるということで、クラブ自体として分割をするというもので、運営主体は直接関係しないものと考えております。

○委員（原田素代君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） いや、要するに、1つの事業所が88人のクラブを運営してるわけですよ。それで、それを分けようと、3つ目をつくろうと。だから、この3行目のAクラブっていうのも同じ事業所さんがやるわけですね。

要するに、もうちょっとわかるように説明していただきたいので、だから88人、1つの事業所さんがクラブを、今は2つにしてるけど、これを3つに分けて4月1日からあいている施設があるので、そこでやれば40人を超えないだろうと。それはその事業者さんに確認をしますね。4月1日にはできると確認をしましたか。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 御説明のところ同じようにAクラブ、Bクラブ、同じところがやっておりますので、言われたように1つのクラブが2クラブをされてるところの1つ分

を2つに分けてやると。形としてはクラブ数は2つで変わらないんですけど、子供を育成する団体としてはAクラブ、Bクラブともう一つのAから分裂した一つの単位になるという3つの単位に分かれるということでございます。

○委員（原田素代君） 確認は。

○子育て支援課長（国定信之君） それを4月までにするかという確認についてですが、今までお話をしている中で確認まではとっておりませんが、その方向で進めるということでお話は交わしております。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 難しいという声を聞いてるんですよ。昨日行かれてるそうじゃないですか、その当該事業者さんのところに。そのとき何て言われたんですか。大丈夫だ、4月1日までできますってお答えをいただいて帰ってきたんですか、お聞きします。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） きのうのやりとりについてはそこまで話があったかどうかはちょっと報告を受けておりません。

○委員長（福木京子君） え、報告受けてない。

○委員（原田素代君） 報告受けてない。困ったもんだ。

○子育て支援課長（国定信之君） 当然、従来のとおりその方向で進めていくと。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） ちょっとじゃあそれ置いときます。

下の桜が丘小学校区なんですけど、このC、D、Eは全部3つの事業所さんがそれぞれをやっているとっていいんですか、もう一度確認します。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） CとDは異なりますが、Eクラブを新設されるのはDクラブが運営されてるところでという計画になっております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） こちらのほうも私は何か非常に旧来のいろんな経緯があって新設をしたいのだけれども、地元の住民説明や合意が非常に困難だと聞いておりますが、ここについてはさっき確認したようにちゃんとその当事者の事業者さんには4月1日付で新設でいけると確認していますか。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） その事業者さんとはそういった近隣との問題もあるということ、問題には、お話はお聞きしておりますので、それに向けて市も協力して実施できるようにしていきたいという話は交わしております、市としてもその方向で現在進めていこうと考えております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） どうも聞いてて、非常に私たちが判断するには余りにも材料が不十分ですよ。現場の声聞いているわけですから、私たちは、なぜきのうの担当職員のやりとりを課長が聞いてないのかって、もうこれが不思議ですよ。きょうのために行ったんじゃないですか、委員会の前に確認しとこうと思って。それを何でここに委員会に出る担当課長が聞いてないのかっていうのが理解できません。

とにかく私は、さっき丸山委員もおっしゃってたように、条例をつくるというのは赤磐市の市民が運用するに適した条例をつくらねばならないわけですから、そういう意味ではきちんと現状を把握して、現状に適した運用にすべきだと思います。

その上で、今回2つの地域が4月1日付で困難であるのであれば、要するに猶予期間を設けて、半年なり1年なりはこの条例についての猶予を設けるということを条例に付したらいかかかと思っておりますが、それについてはどう思われますか。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

まだ、かかりそうですか。

○議長（小田百合子君） まだ続けるんやったら休憩して。

○委員長（福木京子君） ちょっと。まだ大分、もうちょっとかかる。

○委員（原田素代君） 私は答弁次第です。

○委員長（福木京子君） ほたらちょっと答弁お願いします。

○子育て支援課長（国定信之君） 先ほどのお話ですけど、児童の数が超過しているクラブの事業者との協議を行っております。先ほど説明したとおり、分割とか新設によりまして対応をしていこうと考えております。

4月までに必ずできるのかということ、それに対してはすぐ答えませんが、現在も調整を進めていく中でこれで4月に向けてやっていけるものと考えております。現在はこういった40人が設けられたということはこの条例の中にもありますけど、最低基準を設けてその質、運営設備を向上させなければならないということがありますので、できるだけ早いうちに基準を満たしていくことが市民に対しても御理解がいただけることになるのかなと思いますので、現在はこの方針によりまして進めていきたいと考えております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい。

○委員（原田素代君） 休憩をとりませんか。ちょっと、もうちょっと。

○委員長（福木京子君） 皆さん、よろしいですか。

○委員（行本恭庸君） もうそれ以上言うたっていけんっちゃ。

○委員（実盛祥五君） いけん、一緒じゃ。

○委員（原田素代君） いやいや、だから。

○委員長（福木京子君） ここで……。

○委員（佐藤武文君） やりやええが。

○委員（原田素代君） 猶予期間を設けるか設けないか。

○委員長（福木京子君） ほしたらちょっと引き続いてやらせてください。

引き続いてやってくださいということなんです。休憩をとらずにやってくださいということなんですけど。

○委員（佐藤武文君） やりやええ。

○委員（実盛祥五君） やれやれ。

○委員長（福木京子君） まだもうちょっと……。

○委員（原田素代君） いや、委員長の御都合が。

○委員（佐藤武文君） 水が入ったらやりにきいからやれ。

○委員長（福木京子君） ほったらもう覚悟してやります。

はい、どうぞ。

○委員（原田素代君） はっきり申し上げて、条例っていうのは市の運用や監督責任を生じるわけですよ。実際4月1日付でできなくなった場合には、市もつらいけど事業者さんもつらいですよ。

別にこれを40人超えたからってペナルティーがあって、国、県、市の補助金が出ないということはどうもわかってないのでもいいんでしょうけれど、お互いが運用上、気持ちよくやるためにはそりゃあ幾らかの猶予があれば、それで半年としても、1カ月、2カ月でできちゃったらそれはそれで何の問題もないわけです。

だから、私はぜひ議会が修正動議を出さないともうだめのかな、議案としては出ちゃってる以上は。本来は非常に見込みが厳しいのであれば、このことについて猶予期間を設けるという附帯を、附帯条項を入れていただきたいというふうに思いますが、そのことについてはいかがですか。

○委員長（福木京子君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 御意見は賜りました。先ほども説明したとおり、現状では計画に基づいて進めていくことが新しい制度をスタートするためには必要なことと考えます。

現時点では経過措置のほうを設けることについては考えてないという状況でございます。

○委員長（福木京子君） いいですか。

○委員（行本恭庸君） せえでええ、せえでもう終われ。

○委員長（福木京子君） よろしい。

他にありますか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） そしたら、これについては質疑を終わりにいたします。

休憩に入ります。

1時10分から……。

○委員（佐藤武文君） 1時でええ、1時で。

○委員長（福木京子君） いや、申しわけない。1時10分にさせていただきたいと思うんですが。これは委員長権限で、1時10分に再開ということでよろしくお願いします。

午後0時20分 休憩

午後1時10分 再開

○委員長（福木京子君） それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

最初に、先ほど不適切な発言がありましたことは、これは削除させていただきます。

それでは、執行部のほうから何かありますか。よろしい。

○保健福祉部長（石原 亨君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 先ほど議第58号赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、こちらにつきましては、慎重審議しっかりしていただきました。その中で、いろいろ御意見いただきました。今後のこの条例施行についての、また施設整備の進め方につきましては各保育園に十分説明をしていきたいと思っております。

事業のそれぞれの園の設備の増設なり新設なり、こういうことにつきましては園とも協力し、また地元の協力をいただくときには私どもも説明に参りますし、しっかり4月1日に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、その辺は十分やっていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○委員長（福木京子君） わかりました。

それでは、続いて議第59号赤磐市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第31号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） こちらの案件につきましても本会議場で説明をさせていただいたとおりでございます。補足説明はございませんので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（福木京子君） それでは、これから質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わらせていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） 質疑を終わります。

続いて、議第60号赤磐市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第32号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） こちらの案件につきましても補足説明はございませんので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（福木京子君） 執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 対照表を見てもよくわからないのですが、文言が入ったことについて、その事業を含めて説明願えませんか。

○委員長（福木京子君） はい、社会福祉課長、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） まず、今回の改正の目的なんですけど、27年4月、来年の4月から障害福祉サービスの支給決定をするに当たって、サービス等利用計画というのを必ずしないといけないということになっております。いわゆる介護保険で言うケアプランと同じようなものでございます。

市内にこの計画を行う事業所が今はございません。近隣市町村の相談支援事業所さんはあるんですけど、大変この計画を担う事業者が少ない状況でございます。今回この特定相談支援事業という事業を追加させていただきまして、この施設でサービス等利用計画を行う事業ができるように条例を改正するものでございます。

現在、この事業所名でいきますとわかたけ作業所と太陽の家作業所の2つでございますが、いずれも指定管理者制度によって2つのNPO法人のほうにお願いをしております。どちらの事業所さんもこの事業に参入して赤磐市の相談支援事業を担いたいというふうな御希望もございますので、そのことを可能にするものが今回の改正の目的です。

それから、11条につきましては法律のほうの条ずれが生じてるのが判明いたしましたので、これに合わせて修正させてもらうものでございます。

以上です。

○委員（原田素代君） わかりました。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） 他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、議第61号赤磐市リサイクルプラザ条例（赤磐市条例第33号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○市民生活部参与（藤井清人君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） 赤磐市リサイクルプラザ条例は、資源循環型社会の構築を市民と協働して形成していくため、物を大切にすることを養い、リサイクル社会の推進、地球環境の保全を目的に、赤磐市環境センター内にリサイクルプラザを設置するものです。

第1条で目的、第2条で名称、位置、第3条で事業の内容、第4条から9条については施設の仕様等、第10条につきましてはその使用料について、第11条から15条につきましては使用料の減免、使用者の義務、第16条は市の免責について。

施行日は平成26年11月1日から施行としています。よろしくをお願いします。

○委員長（福木京子君） 説明が終わりました。

これに対するの質疑を受けたいと思います。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 基本的には早くこういう条例ができて、市民の皆さんが活用していただくのはいいことだという前提で御質問したいのですが、別表の料金表なんですけど、これは非常にわかりにくく感じるのは、例えばこの使用料っていうのも教室1時間当たり1グループ単位300円なのかとか、多目的広場の500円っていうのは具体的にはあれ全部専有できるというふうに理解していいのか、これ多目的広場の利用はどういうことを前提にこの500円という数字を出してるのか。

それから、その下の附属設備の使用料金表ですけど、結局電気代とか水道代とかそういったものをカバーするものなのかなとも思うのですが、この一式っていうのも、例えばこれは1人でやる一式なのか、グループが、例えば何人までだとかこの一式でできるのか。その場合の1回使用料っていうのは3人でやったら300円になるのかとか、何か全然わからないんですよ、現実的でない。ちょっとそここのところについてもう少し具体的に説明してください。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長、環境課黒田です。

○委員長（福木京子君） はい、環境黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） この別表1の使用料金の関係でございます。

リサイクル教室の部分で申し上げますと、1時間当たり300円というような形で掲示させていただいております。これにつきましては、部屋が1部屋という形になりますので、お一方、極端な言い方しますとお一方が借りられても1時間300円、グループさんで借りられた場合、5人でも6人でも結構なんですけど、そういった方々が使われてもここに記載しておるとおりで1時間300円という形で、その部屋を専有するという考えでこの料金を設定させていただいております。

こういった施設の使用料金につきましては、赤磐市内の利用料金、ほかの施設の利用料金等も参考にさせていただいて、この平米数に応じた形での300円という形で設定させていただいております。

それから、多目的広場等につきましては芝生公園というところでございまして、この部分につきましても1面貸しというような形、借りられる方が1名なのかグループなのかという形にもあろうかと思えますけど、あそこを利用する場合の利用料金として500円で、ほかの方が、一般の方がそこに来られるということも想定されるわけなんですけど、そういったときには借用させるときにそういった他の方の利用もある程度配慮してくださいよというような形での申しつけはさせていただこうかなと思っております。基本的にはそういった形で、5人の例えばグループであそこを何か活用するということの申し出がありましたら、全面貸しというような形で考えております。

それから、別表2のほうのそれぞれ教室に備えつけております器具、そういったものの使用料ということですが、これも先ほどの部分と一緒に、グループで来られた場合でもそのグループとして一式で100円という形での貸し出しと考えておりますので、1人当たりで100円というような形ではなくて、全体としての利用ということで、そこに備えつけてある数というものもございしますが、利用する内容によってそれを全てお貸しするという形にとっております。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） よくわかんないんですけど、例えばリサイクル教室で何をするかっていうのが下の附属設備なわけですよ。そうすると、例えば紙すきするグループもいたり、電子ミシンを使うグループもいたり、それはもう1つのグループしか使わせないということですよ。

か。共有させないということですか。

ということと、あと多目的広場も私は全面貸し出して言い方をしたけど、何を想定してるのかなってというのがよくわからない。例えば、キャッチボールをしたいとか、そういうことは要するにできないわけですね。逆に言うとお金を払わないと使えない。散策できない。立ち入れない。何かそこがよくわからない。

あの多目的広場は足湯があって、市民の方があの周辺を散策したり、何かちょっと健康器具のようなものもあるじゃないですか、背中伸ばしたり腰を、ああいうものっていうのは500円出さなきゃ使えないってことになっちゃいけません。この多目的広場の500円っていうのが何を想定してるのかがわからない。それが2つ目。

3つ目は、そうすると例えば紙すきとかキャンドルとかいろいろありますけど、一式といった場合、例えば二、三人でやっても一式100円で、例えば地域の子供会でどどっと来ても一式100円なんですか。そういうことが想定できないんですけど、お願いします。

○環境課長（黒田靖之君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） この別表2のほうにつきましては、先ほど御質問がありましたように、複数で来ても一式という形に考えておりますので、たくさんの方が来られたとしても、これは例えば紙すきセットであったらこれを一式で100円という一つのグループとしてお貸しするという形です。

それから、ほかの部分、紙すきをやる方とか、それから別のグループが2つそこに混在するというようなお話も最初御質問がありましたけど、現在のところは1つのグループの1つの目的のみの貸し出しの考えでおります。ですから、2つのグループがそこで一緒にやると、違う目的を持ってやるというふうな形での貸し出しは現在は考えておりません、現時点では。

それから、多目的広場のこういった活用が考えられるかという部分も当然あるかと思えます。先ほど足湯の部分と芝生の部分というのはある程度現場のほうに仕切り線というのが、ブロックがあるわけですけど、そこで遊具の部分と背中を伸ばしたりする、そういったものと芝生の部分というのは土地の形状上は分かれております。ですから、貸す部分については芝生の部分だけ、一般の方は足湯であったりそういった器具のところを御利用いただくというのは、これは料金を取っていく上での貸し出し上は支障がない、全く別の形になりますので。

こういったものがあるかというのはなかなか実際運用してみないとわからないところもあるんですけど、例えばフリーマーケットをやりたいとかという形で、そういった形でもしあれば、あくまで想定の話で現実はどういった形が出てくるかというのはそのときの状況で判断させていただくという話にはなるんですけど、ある程度一定の広さがありますので、そこで例えばサッカーをしたいとか、そういったことがあそこの目的ではないのもありますし、まして芝を張っておりますので、次から来る方が芝が掘り起こされるとか、そういったことがあるとやは

り来たときに余り気持ちよさが無いという部分もありますので、そういうスポーツのようなものはお貸しするというのは前提としては考えておりません。

ただ、あそこ形状が余り変わらない、維持できるようなものであって、特にお貸しする上で問題がないだろうなという案件がございましたらその時点で考えさせていただこうかなというふうにありますので。

○委員長（福木京子君） 厳しいな、こりゃ。

○環境課長（黒田靖之君） ちょっとそこら辺が現状には難しいところもあるんですが。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 1つ、リサイクル教室っておっしゃるけど、あれ何部屋あるの。電動のこなんかがあるところもあれば、展示室もあれば、それから水道回りがあるところもあるけど、おっしゃってるリサイクル室っていうのは1つだけでしょ。

そしたら、例えば紙すきやりたいグループがいたり、裁縫ぼちぼちやりたいグループがいたら混在してもいいんじゃないのかなって思うわけですよ、それぞれ利用料金払えばいいだけで。あんな広い部屋を、例えば二、三人で使ってそれでもういっぱいだから使えませんっていうよりは、もうちょっと有効に私はしていただきたいなっていうのがまず1点。

それから、多目的広場というふうになってるからそれなりの面積だけど、これは私は余り有償にしないで、だって逆に言えば立入禁止なわけでしょ、お金を払わなきゃ。極端に言えばですよ。だから、何かもうちょっとこの多目的広場については、おっしゃるように非常に、フリーマーケットっていうのは何となくイメージしやすいけれど、余りお金をあれもこれも取るようなやり方をしちゃうとどうかなって思うんですよ。もう決めちゃうとそうなっちゃうし、こっからこっちはだめよみたいな話になるわけでしょ。芝生でごろごろしたいじゃないですか。だって、地域の方はそれを願ったわけじゃないですか、あそこで。

だから、散策したり、よく公園で散歩、芝生の上でも寝転がれるような意味では、私はこれ使用料として取るのはいかがかなと思っておりますが、いかがですか。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 芝生の部分については、それを占有したいという方がおられて初めて有料というような形になるわけで、通常あそこに来ていただいてですね、先ほどの話じゃないですけど、芝生でごろごろとかそういった形で子供さんを連れて来るとか、そういったものを対象にしとるわけじゃなくて、あそこをみずからのぞんで、そこを有料で貸してほしい、何かをしたいという目的があることにだけに対して有料で貸すということですから。逆に制限をかけるような話にはなるかと思うんですけど。一般の方が来られる分についてはもちろん無料で、あいとる時間はいつ来てくださっても結構ですし、遊具も遊んでいただいて結構ですから。スポーツ的なサッカーをすとかそういった形での施設の使用は控えてくださいよという前提があってそういった有料の部分の一部規制を逆にかけないとむちゃくちゃにされても困る

部分もあるので、そこら辺はちょっとそういう形で考えておるところです。一般の方に対しては特に規制をかけるものではございません。

○委員（原田素代君） リサイクル室。

○環境課長（黒田靖之君） リサイクル教室は、確かにいろんなやりたい事がどういうふうな形であるかということもあるんですけどある程度こちらの人間もそこに立ち寄って、けががないようにとかそういったものを目くばせをやらないといけない部分もでてきますし、現状職員の中でそこを運用していこうと考えておるんです、今は。ですから、収集業務をやりながらそこに配属する人間の数も限られてくるのもありますから、ある程度物が違うことでミシンを使う部分であったりアイロンを使う部分があったり混在して小さい子供さんが来てなかなか目が届きにくいということがおきても、これまたけがの原因になったりするとかあるので、その辺は来られる方の注意も当然必要なんですけどそういったものをなるべく排除しようと安全側に立った形でやろうというふうに思っておりますので、ちょっとそういう形で当面は考えさせていただきます。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 今のまさにおっしゃった職員の手が足りないから大変なんですよっていうのは、特にリサイクルプラザを運用する条例の中に必要だと思われるのは市民協働だと思うんです。だから、プラザの活用のためのボランティア、例えばよくありますけど高齢者の方が針仕事好きで、そういったリサイクル品とかいろんなものをつくるっていうのはいろんなところでやっていますが、そういうグループを登録してもらおう。例えばほかのを登録してもらおう、登録制度。

それから、そういった来た方たちへのボランティアとして指導したり、見守りをしてもらうような制度、そういったものがあって初めてリサイクルプラザの運用が市民の中に根づくと思うんですよ。それはどこで補足します。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） おっしゃるとおりだろうと思います。当面は市の職員で施設の運営をやっていきます。そういった中で、各種講座であったり教室であったりというものを開いていこうかなということで考えております。

職員では限られた腕というんですか、そういったものが低いですから、そういったボランティア的な方でそういった分野がたけてる方、そういった方々も一部には講師になっていただいて、皆さんに廃棄物を利用した再生品であるとか、そういったものを教えていただくとか、そういうものも教室の中での一部としては考えてはおります。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

かったという現状がございますので、ある程度その間に11月までの間、少なくともそういったものを選別して、そういうものを調達して、新しいリサイクルプラザの運営に向けて少しでも貢献していこうということが計画としてございましたので、ある程度期間は当然必要だろうというふうに考えておりましたので、今回条例として上げさせていただいたというのが現状でございます。

○委員長（福木京子君） 行本委員、よろしいですか。

行本委員。

○委員（行本恭庸君） 今説明受けよる中で、リサイクル教室というのがどこの場所かというの大体わかったんですけど、そのほかに先ほどもちょっと私言うたように、会議をされたとかそういう経緯があるでしょう。無償でさせた。何でそういうことさせとんならということ、私はそれが言いたかったんじゃ。

せやから、これは物がそろわんから云々じゃというのはわかるけど、そういう今さっきわし言うたが、部屋の面積とか、暖房使うたらそのスペースによって1時間が何ぼですよというそういう決め方をずっと公共施設の中でやっとするじゃろ。それに何で準じて4月1日からできなんだなということのをわしは言いたかったんじゃ。

ただ、たまたまりサイクルの部屋については、それはそういう材料が整わんとかそういうことで11月1日からというのはそれはわかる、理解できた。

しかし、それ以外の何にも部屋がねんなら、使うてねんならええよ。会議をして、使って、料金もあそこ使やただなんじゃという話を聞いとるわけじゃ。それでわしが今質問したら、リサイクルの部分だけかというんじゃ。ほんならほかのそこは料金取らんのかという。

○委員長（福木京子君） 行本委員、どこの部屋のこと言よんですか。

○委員（行本恭庸君） いや、どこか知らん、わしも、そういう会議をしたりそういうことした、ただで使えたというのを聞いとるからわしは聞きよるわけじゃ。

○委員長（福木京子君） ちょっとわからんですね。

○委員（行本恭庸君） そら話をするだけじゃから別に物の道具があろうが何があろうが別にその部屋が使えるすりゃ、寒いときには暖房して、暑いときは冷房。

○委員長（福木京子君） 会議室のことじゃない。

○委員（実盛祥五君） 会議室、会議室。

○委員長（福木京子君） 会議室、会議室はいろんな見学の視察やそんな分で利用されたんじゃなくて。

○委員（行本恭庸君） じゃから……。

○委員長（福木京子君） いや、ちょっと私も理解が……。

はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） 先ほど行本委員の御質問ですけども、一般市民の方を対象

に会議等で貸せる部屋があるのかということなんですけども、一般に会議室で貸し出せるとすれば、3階の大会議室といたしますか、これについては公共、例えば市長会であるとか、副市長会であるとかそういった公共のものに使っておりますので、具体的に会議室で市民の方に貸し出せるという部屋はございません。

それと、岡山市の東部クリーンセンターで研修室を貸し出すという条例の中でうたわれております。ただ、今まで研修室を貸してほしいという実績はございません。こういうことも鑑みまして、今のところ会議室を環境センター、プラザのほうで貸し出すという予定はございませんので、よろしく申し上げます。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 場所は違うんですが、熊山の石蓮寺の森があるな、みんなの森、あんな中で、例えば竹トンボをつくったりとか竹細工であれするような部屋がある。伊部焼というんか、土おこしの部屋もある。あれを使うたら金取りようるかな。そういうふうな書いとるよにわしも記憶ねえんじゃけど。

ほんならそういう備品をちゃんと皆整えてあるじゃない。ほんならここでも一緒じゃがな。紙すきセットじゃろうが何じゃろうが、セットで使う分についてはここでは金を取る。ほんなら、例えば石蓮寺じゃったら取ってねんじゃったらそこらもおかしな話になるじゃ。向こうが取りようらんじゃったらこっちも取らんよにせにやいけまあ。こっちを取るよにするんじゃったら向こうも取るよにせにやいけまあ。

○委員長（福木京子君） はい、藤井参与。

○市民生活部参与（藤井清人君） これは市民の方が貸してほしいという要望あるいは申請がありましたら貸し出すということです。

これと別途、市のほうが主催で行う、例えば紙すきの小学生を対象にした研修であるとか、そういったものを催す場合はこれは無料でございます。

○委員（行本恭庸君） それはわかるよ。

○市民生活部参与（藤井清人君） ということで、これは赤磐市の条例をつくるに際して東部クリーンセンター、ほかの自治体も参考にさせていただきながら、なおかつ市の財務規則に基づく市の施設の貸し出しの事例も参考にしながら決めさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 理解せえというんなら、要は市内のある施設の中で、この場所では取る、この場所では取らないというような不都合があっちゃいけんからということでわし今質問しとんであつて、そういうことに対しては全てこれがクリアできとるかということと言よん。へえで、今一つの例として石蓮寺の例を出したわけじゃ。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） このリサイクル教室につきましては、面積が61平米というコンパクトな部屋でございまして、先ほど最初には申し上げましたけど、市内の施設、公民館等につきましては、100平米以下につきましては300円というような現状もございます。

そういった形を考慮いたしまして、今回させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 施設の利用につきましては、ほかの施設も参考にさせていただいております、そうさせていただいております。

○委員長（福木京子君） どう言うてええんですかね。他でそういうふうな……。

○熊山支所長（山田長俊君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、山田熊山支所長。

○熊山支所長（山田長俊君） 石蓮寺につきましては、先ほどこのプラザの要件と同じように、市が主催する木工教室とか、それから竹細工についての教室については参加者は無料で、それから個人が部屋の部分を専有する場合には料金を取つとると思います。

○委員（行本恭庸君） そういう料金表つくってあるん。例えば竹トンボをつくりようる人がおりゃあこっちはほかのものをつくりようる、1つの部屋の中でいろんな道具、置いてあるんじゃから、一人が使いますからというてほんならほか何も使いませんよという話じゃねえが。5人なら5人行って、一人は竹トンボをつくる、一人はほかのものをつくるじゃ何じゃというたときには、1人しか使わさんという話じゃなかろう。そういうちゃんと決まりができたものがあるんかというの。あればええよ。あればここと合うけど、そっちがないんじゃったら、今有料だと思いますというだけの話で、有料ですという話じゃねえ。

○委員長（福木京子君） その辺をそしたらいろいろ調べていただいて、また確認していただくようにしたら。

○委員（行本恭庸君） ちょっとこれ認めるわけにはいかん、こがんなものは先々先々。やっぱり皆公平なということをやあいけん。決めるんじゃったら全て物事は。

そら子供とかなんとかというのはもう例外じゃから、特に。一般的には有料なら有料ですよと決めて、ただ教育の関係で、義務教育課程でそういうことを使うことについては、それは免除しようというのはいってええと思う。一般としての貸し出しをするとか、部屋を使用するとかという分について……。公のもので使うからそれはただです云々じゃという話は、それは別の例外の話じゃ。そうじゃねんか、物事つくるのに。

○委員長（福木京子君） どうしますか。今、市のほうの説明では1部屋の……。

○委員（行本恭庸君） わからんから資料皆出せ。出して納得いったら認めたる。それがねえ

限りは認めん、私は。

○委員長（福木京子君） どうですか。ちょっと確認するのに休憩しましょうか。

ほたら、ちょっと休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時53分 再開

○委員長（福木京子君） それでは、皆さんそろわれてるんで、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、質問に対して答弁願いたいと思います。

○熊山支所長（山田長俊君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、山田支所長。

○熊山支所長（山田長俊君） 担当のほうへ聞きましたら、利用料というんか、そういうものを取るような条例規則はないというか、つくってないということで、個人に場所を専有させるようなことを想定していないということで、そういう料金は設定してないということのようです。

○委員長（福木京子君） はい、行本委員、どうぞ。

○委員（行本恭庸君） よろしい。

○委員長（福木京子君） いいですか。いいんですか。

○委員（行本恭庸君） きょうは認めんで、わしゃもういい。

○委員長（福木京子君） 他にございませんか。

○環境課長（黒田靖之君） 済いません。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 先ほど原田委員のほうにお伝えした内容で、ちょっと若干私のほうが勘違いしておりましたのでここで訂正をさせていただきたいと思います。

附属設備を2のところで、例えば紙すきセットというような形でお貸しする場合は、例えば5の方が来られてそれぞれが1つずつ紙すきセットを借りたいんだというような場合は、1セットが100円という形になりますので、5人おられてそれぞれが借りたいということであれば5セットということで、ちょっと私のほうが勘違いした言い方でそう説明させていただいたんで……。ということで訂正をさせていただきます。

○委員長（福木京子君） そしたら、マシン1台にしても1人ずつ使う場合は取られるということですね。

○委員（行本恭庸君） 出した分だけのセットすんじゃから金もらいます言やあ終わりなんじゃ。わけのわからん。

○委員長（福木京子君） 他にありませんか。これに対しての質疑は、この条例に対しての。

○副委員長（丸山 明君） いいですか。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 条例の内容はわかりました。今後のこのリサイクルプラザの実際の運営プラン、そういったものを当然あると思いますので、御説明してください。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 今後の運営ということでございます。

最初にもちょっと触れさせていただきましたが、施設の運営につきましては直営方式という形で進めたいと考えております。この条例が可決させていただきますと、その後に規則、要綱を制定させていただいて、それに基づいて実際の運用をさせていただきたいというふうに考えております。

その中で、施設の開館時間、あいてる時間というのが一応午前10時から午後4時というふうに考えております。

それから、休館日につきましては、1週間のうち火曜日と水曜日をお休みとさせていただいて、年末の12月28日から翌年の1月3日までお休みをさせていただくという予定を考えております。

それから、職員等、実際に携わる者につきましては、職員それから臨時職員等、現在のところはこれで編成を行って運用に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○副委員長（丸山 明君） いいです。

○委員長（福木京子君） 他に質疑よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、議第64号平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民生活部長（小坂孝男君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、小坂部長。

○市民生活部長（小坂孝男君） 議第64号については補足説明ございませんのでよろしくお願いたします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 保健福祉部の関係につきましても補足説明はございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（福木京子君） あとはよろしいですか。補足説明がないようです。

それでは、質疑に入りたいと思います。

ちょっと待ってくださいよ。

歳入歳出については関連がありますので一括質疑として、歳出の款ごとに進行させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） そしたら、まず9ページ。

9ページの3款民生費について質疑ありませんでしょうか。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 説明資料のほうがわかりやすいんですが、7ページになりますけど、社会福祉協議会の補助事業のこともうちょっと確認をしたいのですが、ここで補正内容のところで丁寧に説明がありますが、福祉避難所として協定を締結したために老人福祉センターの耐震診断を行い、その結果に伴って今年度は屋根の工事を予定していたが、耐震をしたほうがいだろうということで防災・減災事業債を活用して福祉避難所である山陽老人福祉センターの耐震補強を行うことになったと。26年度は実施設計で27年度に工事を行うということですよ。

これはわかったんですが、耐震診断というのは過去にやってます。以前の市長の時期に、各支所と本庁とそれぞれ耐震診断をしてると思うんですが、それはお手元に皆さんお持ちになってらっしゃるんですよ。

○委員長（福木京子君） え。

○委員（原田素代君） 支所と本庁舎。聞いてません。ここが担当じゃないからわからないということですね。はい、わかりました。

そしたら、こういうふうに聞きます。

要するに、この福祉避難所になったから老人福祉センターの耐震工事をするんだけど、今6億円の行革を取り組むときに、優先的にどこを耐震工事をしていいかっていう判断は市長のほうにお持ちになって今回この福祉避難所だから老人センターの耐震工事をしようと思ってるのかな、ちょっと背景的な話になるんですが、耐震診断の優先順位からして今回老人福祉センターおやりになりますけれども、要するに赤磐市の庁舎を全体を見た上で、この避難所を今回やるに当たって、もうちょっと優先順位が、ほかの優先順位をどういうふうに考えて今回この老人センターに手をつけようと思ってるのかなっていうことをお尋ねしたいんですけど、意味わかります。それ市長にお尋ねします。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 原田委員はファシリティーマネジメントの考えに基づいた耐震を計画的に考えてるのかというふうにお尋ねになったと理解します。よろしいですね。

○委員（原田素代君） はい。

○市長（友實武則君） そういう意味では、市全体の公共施設を横並べにして施設の重要性等を考慮しての耐震診断の優先順位を定めるということが必要かと思えます。これはこれまでの赤磐市を振り返ってファシリティーマネジメントの考えに基づいたものは残念ながらできておりません。

今年度、新年度になるんですけども、公共施設、ちょっと名前が全部が出てこないんですけども、計画を定めるようになっているんですが、その中である程度そういった考えを導入してやろうというふうに考えているところです。

この老人福祉センターにつきましては、今年度、社会福祉協議会と福祉避難所についての全体的に要援護者の避難所が絶対量が足りていないということで社協と協定を結びまして、この老人センターも福祉避難所の一つとして活用をしようということで協定を結ばさせていただきました。

その後、福祉避難所として用いるのであれば耐震診断をしてしかるべき処置をやらないといけないという判断でこの補正を組ませていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 27年度に計画を立てたいというふうにおっしゃったんですか。もう一度、いつにおっしゃる庁舎全体の優先順位、計画を立てられるんですか。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 27年度の予算として、これから新年度予算を組んでいくわけなんですけども、そん中で予算化をさせていただいて、27年度の国の補助事業でそういうちょっと……。いや、そうじゃなくて公共施設……。ちょっと正式名称が出てこないんですけども、そういった事業がございます。その事業を活用して、これは道路や河川に及ぶ管理計画をつくっていくわけなんですけども、これを進める中で建物についてはファシリティーマネジメントの考え方を導入してやっていくべきと考えております。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

他に。

はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君） 福祉避難所として社協と協定を結んだということなんですが、避難所として何人ぐらいを予定されとんですか、これ、できるんですか。ただ避難所だけで、やっぱ

人数が要るんじゃないねん。それによってスペースも決まってくるじゃろうし、増築せにゃいけんとか、そこらがただ避難所だけじゃなしに。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

はい、ほいたら、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） この福祉避難所の協定はことしの3月に社協さんと協定を結んだものでございます。3月27日付の締結でございます。ちょうどそのとき新聞に、山陽新聞にも報道されたんですけど、報道によりますと約200人ということで想定をしております。

ただし、現実には福祉避難所というのは車椅子の方であったりとか、寝たきりであったりするような方、ほいでそれを介助する家族の方なんかも想定されます。200人は到底困難だと思いますので、実際はくらし安全課、防災の担当課と調整をしながら、実際どのような身体状況の方が何人避難できるかというのを具体的にはシミュレーションしながら正確な数字、避難計画の中で正確な数字というのは今後明らかにしていけるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

他に。

丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 濟いません、これ字句がわからなんだんで教えてほしいんですが、福祉避難所っていうの僕初めてきょう聞いたんです。濟いません、見てたんだけどそんなに注意してなかった。一般の災害で、大雨が降った、崖崩れがいった、それで避難しますね。そんな中に当然福祉も老人も何もかも入って普通は避難しますよね。

だけど、福祉、障害者の方だけが別に避難するところというのを設置しなさいというようなあれがあるんですか。ちょっとそれを教えてください。福祉避難所っての非常に新鮮な今、印象で聞いたんですが。これは必要なわけですね、これが。どうぞ。

○社会福祉課長（国正俊治君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 濟いません、防災の担当課でございませんで正確な表現ができるかどうか自信がございませんですけど、当たらずとも遠からずという御返答ができればいいかと思えます。

こちらにつきましては、災害対策基本法がもとはございまして、赤磐市が地域防災計画というのを定めております。ことし7月に改定されまして、福祉避難所としてたしか9施設が指定されております。特別養護老人ホーム等が老人福祉センター以外がたしか8カ所だったと思います。もう一つ、山陽総合福祉センターも含まれておりましたので、社協さんの施設が、1つは市の施設ですが、社協関連が2つ、ほかの施設につきましては特別養護老人ホームと協定を結ばさせていただいてると思えます。

先ほども言いましたように、何らかの支援が必要な方の移動とか介助とか必要な方がおられます。また、認知症とか、それから知的障害、精神障害とかいろんな特別な配慮が必要な方がいっぱいいらっしゃると思うんです。具体的にそれを仕分けしてどういう方をどういうふうにしていこうかっていうのは、先ほども申しあげましたけど、災害を想定しましてシミュレーション、訓練をする中で適切に運用ができるようにこちら福祉部門のほうも危機管理部門、くらし安全課のほうと協力しまして適切な運用ができるように頑張っていきたいと思っております。答えになったかどうかわかりませんが、お許してください。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） ありがとうございます。大体イメージできました。わかりました。

それから、もう一つちょっとお尋ねしたいのが、今回つけかえて結局屋根工事やろう思ったら耐震が必要だったということで耐震設計に変えたということだったと思うんですが、実際に来年耐震補強工事をするわけですね。それはどのぐらいの費用、予算化されてますか、それをお聞きしたい。

○社会福祉課長（国正俊治君） じゃあ。

○委員長（福木京子君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） まだ実施設計といいまして、今回減額で2,704万8,000円、以前の委員会のほうでも御説明させていただきました。耐震設計自体は1,000万円程度かなということでお話ししてましたんですけど、正確に試算いたしますともう100万円ほど要りまして1,100万円ということで計上しております。屋根補修の工事が3,804万8,000円でしたので、差し引きまして今回の減額ということになっております。

現段階で補修工事にどのくらいかかるかということなんですけど、基本設計、1,100万円のうちの3割ぐらいが基本設計で7割ぐらいが実施設計部分と言われておるんですけど、その基本設計部分が大体まとまれば概算工事費というのが正確には出てきます。

最大1億5,000万円ぐらいかなっていうふうに今大ざっぱに見込んでまして、これは今回の実施設計の中で明らかになってくるものでして、今のは、1億5,000万円ぐらいかななんていうふうに工事費を大ざっぱに今の段階では見ております。

以上です。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○副委員長（丸山 明君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） ありがとうございます。よくわかりました。

概算で今の段階ではさらもうやむを得んことだと思います。1億5,000万円ぐらい。

僕がちょっと聞いたところによると、これもとっても大事なことで、さっき原田委員も言われたんですけど、私が聞いたところによると、今一番耐震補強が必要な施設というのは、これはちょっと振ることになるんですけども、桜が丘の東にある浄化センターが一番何事かあったときには大変だということを何か以前言われておったというふうにお聞きしております。

市長さんも御存じだと思うんですけど、1億5,000万円というの大きな金額なんですけど、多分それに匹敵するかそれ以上のお金が早急に予定に入れんといかんのじゃないかというようなことを聞いたもんですから、そういう全体の中で限られたお金をこれから使っていくということでアクションプランも全般進めておるんですけど、そのあたりのことは今どういうふうに思われてますか。

○委員長（福木京子君） ちょっとこの分野が社協の民生費の中で審議をしてる、その関連ですから……。

○副委員長（丸山 明君） これ1億5,000万円はもう来年確定ですよ。

○委員長（福木京子君） ちょっとそれは全体の防災の関係で……。

○委員（佐藤武文君） そんなことよその委員会へ介入し過ぎる、そりゃいけん。

○委員長（福木京子君） していただきたいと思うので、これで。

○副委員長（丸山 明君） 何か突出しちゃったんで、これもうやらんとしょうがない、だから1億5,000万円はもう来年要ると。

○委員長（福木京子君） これはええんです。1億5,000万円の点はね。それとの関連でほかの施設の耐震の……。

○副委員長（丸山 明君） もし答えられれば答えてほしいなと思ったんです。

○委員長（福木京子君） 今回は済いません……。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 今の丸山委員のお答えではないんですけども、先ほどの公共施設のファシリティーマネジメントに基づく計画の正式な名前を思い出したので報告させていただきます。

公共施設総合管理計画という、仮称ですけども、こういった形で議論をしていきます。そのほかの施設、道路、河川、下水道に及ぶ範囲を議論するつもりでおるところでございます。

以上です。

○委員長（福木京子君） 防災の関係ですので、今回はそんなもんで。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 先ほどの御報告で指定施設が9施設ということなんですけど、大体この9施設で何人ぐらいを、ていうのが、以前私一般質問したんですけど、安来市、島根原発で安

来市から4,500人ほど赤磐市は受けてるわけですよ、避難者を。そのうち350人が要支援者だと新聞報道ありましたよね。市長もいろいろ市長会で情報集めて対応したいと、この間一般質問でもお答えいただいてたわけで、要するにもうそのぐらいまで、お尻に火がついた状態でこういう防災関係にもなりますが、ここの担当委員会としては9施設が福祉避難所としてしている以上、最低何人を受け入れられるっていうぐらいの数は現場でわかってないと困るでしょうと思うんですよ。それまずお答えいただきたいと思います。

○委員長（福木京子君） ちょっと休憩させていただいてよろしい。

○委員（原田素代君） いや、ちょっと私の聞き方、もう一度言いますけど、要するに7つは特養と契約結んでるっておっしゃったんだから、当然7つはカウントできるでしょ。民間の施設が受け入れてもいいよっていう数は聞いているわけじゃない。だから、それプラスその後、社協と、もう一つの施設と、やっぱそれは最低意味ないでしょ。9施設ありますって胸張ったって、じゃあ9施設何人受け入れられるのつつたら、いや、それはちょっとのあり得ないですから。そう思うのですが。

○委員長（福木京子君） そしたら、ちょっと休憩の時間に調べていただくようにしてよろしいですか。

○委員（原田素代君） そうしてください。進めてください。

○委員長（福木京子君） 休憩時間に調べてください。

あと引き継いで質疑を受けたいと思います。

この民生費についてはほかにはよろしいですか。

○委員（原田素代君） 児童福祉費もいいんですか。

○委員長（福木京子君） ちょっと待って。民生費、9ページの3款の民生費を今いっとるんですけど。そうかそうか、今3款です。

ほしたら今度4款行きます。

○委員（原田素代君） いやいやいや、児童福祉費は3款ですよ。

○委員長（福木京子君） 本当だ。3款の民生費はもうありませんか、ほかの方。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） ほしたら次に……。

○委員（佐藤武文君） じゃあね、社会福祉費の。

○委員（原田素代君） 社会福祉費を今やってる。

○委員（実盛祥五君） やっとる。

○委員（佐藤武文君） 今度は児童福祉費。

○委員（原田素代君） 今度は児童福祉費も。

○委員（佐藤武文君） 3款じゃな。

○委員長（福木京子君） はい、3款の、え、ちょっと待ってよ。3款の、ほたら児童福祉施設費です。

はい、行ってください。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 測量設計委託料が決まっていますけど、入札はどうなったかをちょっと教えて……。あ、ここじゃ聞けない。聞けるよね。入札がどうなったか教えてください。

○委員長（福木京子君） え。

○委員（原田素代君） どこに決まったのですか。

○委員長（福木京子君） 国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） この測量設計につきましては、これから造成に向けて今年度設計、これからしてもらいもので予算化するものですので、これから予算がついた後……。

○委員（原田素代君） この後ですか。

○子育て支援課長（国定信之君） はい。

○委員（原田素代君） わかりました。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） これについてはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） そしたら次に、衛生費です。衛生費について、4款衛生費。もうこれぐらいしかないのかな、最後ですね。4款衛生費についてありましたら。

これまでも聞き逃した分がありましたらまとめて、質疑がありましたら。

○委員（行本恭庸君） 委員長、質疑があったところはようしとかないけれど。

○委員長（福木京子君） 何。

○委員（行本恭庸君） 質疑であったことについては、よう協議しとかんと。

○委員（原田素代君） ああ、一般の質疑ね、全体の質疑。

○委員（行本恭庸君） 議案の質疑に対して、うちの所管のどこいろうとるとこようしとかんと委員長報告に対して言われますよ。

○委員長（福木京子君） だから、今、民生費と衛生費しかこれ補正がないですから、ここで。

どうぞ、質疑を。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 予防接種のことなんですけど、10月1日というこういう時期の変則でワクチンの受診というか接種が行われるわけですか。何か事情があるのですか。それとも毎年こ

の時期にこういう補正で事業をしてらっしゃるんですか、教えてください。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長、健康増進課岩本。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 今回の補正につきましては、予防接種法施行令の改正、10月1日にあったということで行うものでございまして、この時期かというとき期的には決まっておられません。改正、定期の予防接種というのは市町村が責任を持ってやらないといけないというものでございまして、それを10月1日に追加になったということで今回補正をさせていただいているものでございます。

○委員長（福木京子君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） ついでに。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） この水痘ワクチンというのは対象は子供ですよね。

○健康増進課長（岩本武明君） はい。

○委員長（福木京子君） もういいですか。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。

○委員長（福木京子君） 他によろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） もう次行きますか。

そしたら、なければこれで質疑を終わります。

続いて、議第65号平成26年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○市民生活部長（小坂孝男君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、小坂部長。

○市民生活部長（小坂孝男君） 議第65号の国保の特別会計につきましても補足説明ございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（福木京子君） 説明がないようです。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんでしょうか。

○委員（原田素代君） これどこまで入るのかなあ。

○委員長（福木京子君） 国保です。国保の……。

○委員（原田素代君） これ佐伯北も入るの。

○委員長（福木京子君） ちょっと待って。

一緒です。一緒ですので、佐伯北・是里診療施設勘定補正予算も含めて。

○委員（原田素代君） じゃあ、1つ。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） ごめんなさい、説明書のほうがわかりやすいので、説明書の21ページのところに佐伯北診療所でウオーターベッドが導入されるんですけど、どういうことなのかっていうのがわからないんですよ。

ていうのが、あ、ごめん、佐伯北じゃない、是里。是里診療所に理学療法強化を図るためにウオーターベッドってあるんだけど、是里診療所ってたしか開所が非常に少ないですよ、週に何回か。それで、何で是里に理学療法強化のためのウオーターベッドが入るのかなと、そこをちょっと説明していただけますか。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長、健康増進課岩本。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） お答えします。

是里の診療所は現在月曜日と木曜日の週2日の診療を行っています。ここでの補正をお願いいたしておりますのが、以前から理学療法的に置いてた装置が壊れまして、それを放置したままの状態になってまして、そこら辺の住民の方のそういった理学療法的なものを引き続きやりたいということで補正のほうを要求させていただいておるものでございます。

○委員（原田素代君） だけど、ここでは……。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） ウオーターベッド導入に当たり電気配線工事にかかわる経費って書いてあるから、新規の導入ではなくて、中古を修繕するということですか。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 説明不足のところがありまして申しわけございません。今回の補正では、この工事費のほうは電圧が100ボルトが今、是里診療所にあるのを200ボルトに変える工事が1つ。今ある電気設備を変えるのが。

それとあと、ウオーターベッドっていうのが先ほど言いましたようにローラーマッサージの水が入ったようなものなんですけども、それを整備するというものでございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 新規に購入するものではないと理解していいですか。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長、健康増進課岩本です。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 品物自体は新しくなるんですけども、今あるものと同じような設備を整備するという事です。リースです。

○委員長（福木京子君） 新しいものですね。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） そうですよ、聞くなと言われてるから余りよく聞いてない。週に2回開所の診療所で、そのウオーターベッドっていうのは切望されてるものなわけですか、地域の方から。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 地域の方も、それから施術をされてる先生のほうからも要望がございますので、今回地域の方の要望も踏まえましてかえたいと思います。

○委員長（福木京子君） いいですか。

これ何年、前説明があったけど、何年かは出とったですかね。それで、老朽化したというあれでかえられるんでしょ。それで、月、木ですけど、利用も結構それを中心にあるんでしょ。その辺の事情を説明願えたら。わかる範囲でよろしいよ。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 月曜日、木曜日の週2日しかないわけでございますけども、やはりその地域の方にとってこういった設備っていうのは要望されてもおりますので、ぜひとも入れたいということをおもっております。

それから、今ある壊れている機械ですけども、お聞きしたところでは3年ほどそのままの状態になってたというものでございますので、ぜひとも今回お願いしたいと思います。

○委員長（福木京子君） 3年、二十何年使ったんでしょ。前何か説明があった、ね。3年ほど壊れとったということですね。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、これで質疑を終わります。

続いて、議第66号平成26年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 議第66号につきましても補足説明はございませんので、よろしくをお願いします。

○委員長（福木京子君） 補足説明がないようです。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それで、済いません、ちょっとこれは聞いたほうがいいと思うんで、調べてもらう分を。それから採決に移りたいと思うが、よろしいですか。

ほいたら、ちょっと休憩を5分いたします。5分じゃちょっと無理ですね、10分。

○委員（原田素代君） さっきみたいに。

○委員（実盛祥五君） 来たら始めりゃええんじゃが。

○委員長（福木京子君） 来られたら始めるということで大体10分ぐらいを見ときたいと思えます。

休憩です。休憩に入ります。

午後2時30分 休憩

午後2時41分 再開

○委員長（福木京子君） それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

答弁をお願いいたします。

○社会福祉課長（国正俊治君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 原田委員御指摘の福祉避難所の収容人数、くらし安全課のほうで聞いてまいりました。みのり荘、老人福祉センターを除く8施設で49人というふうに伺いました。

それから、先ほどみのり荘につきましては、新聞に出たとおり最高200人ということですが、先ほどのような事情がございますので現実的には200人は困難かなと思っております。

済いません、担当でございませので、即答できませんで、御迷惑をかけました。申しわけありませんでした。

○委員長（福木京子君） よろしい、これについて。8施設は特養のことですか。

はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 8施設は特別養護老人ホームが6施設、それから老人保健施設が1施設、それから先ほどもちょっと言いましたけど社会福祉協議会、市の山陽総合福祉センターを使いまして社会福祉協議会が受け入れをするというのが1カ所で8施設でございませ。

○委員長（福木京子君） わかりました。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 社会福祉センター。

○委員長（福木京子君） 総合センター。

○委員（原田素代君） 総合センターは何人受け入れられるの。あれ広いでしょう。全部入れて49人だけど、あそこだけだと何人、あ、わかんないか。

○委員長（福木京子君） 細かい分。

○委員（原田素代君） じゃあ、細かい分はあとで説明を聞きます。

○委員長（福木京子君） そしたらまた。

○委員（原田素代君） わかりました。

○委員長（福木京子君） そしたらよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、全部審議が終わりました。

よろしいですか。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第54号人権尊重都市宣言についてから、議第66号平成26年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの11件について採決したいと思います。

まず、議第54号人権尊重都市宣言について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。したがって、議第54号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第55号赤磐市社会福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第27号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。したがって、議第55号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第56号赤磐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（赤磐市条例第28号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。したがって、議第56号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第57号赤磐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（赤磐市条例第29号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。したがって、議第57号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第58号赤磐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（赤磐市条例第30号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立多数です。したがって、議第58号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第59号赤磐市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第31号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。したがって、議第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第60号赤磐市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第32号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。したがって、議第60号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第61号赤磐市リサイクルプラザ条例（赤磐市条例第33号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立多数です。したがって、議第61号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第64号平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。したがって、議第64号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第65号平成26年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。したがって、議第65号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第66号平成26年度赤磐市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（福木京子君） 起立全員です。したがって、議第66号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査について御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し、閉会中の継続調査及び審査の申し出をいたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、このように申し出をいたします。

なお、委員長報告については委員長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、そのようにさせていただきます。

次に、4、その他で、委員さん、または執行部から何かありましたら発言をお願いいたします。

どちらを先にいたしましょうか。

先に執行部の発言。

それでは、執行部のほうからよろしく願いいたします。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 環境課のほうから1点、報告をさせていただきます。

先般の労災事故の関係でございます。

市のほうが安全対策ということでこれまで逐次行っております。その中で、リサイクル施設、事故があった施設でございます。その部分へ作業員が施設内を安全に歩けるようにということでグリーンベルト、グリーンラインといいましょうか、そういった決められたところを歩くように車両関係と区別するラインを施設内に設けました。当然、横断歩道を設けたり、左右が確認できるとまれの表示、そういったものも設置しておきました。

それから、焼却のところに停止ライン、例の事故があったところ、その部分へ車がこまでしか来てとまってはいけないというような停止線、そういったものもラインを引いております。

こういった形で今後も施設の安全が保たれるよう、職員皆さんとともに安全対策に気をつけていきたいと思っております。事業を実施しましたので今回御報告させていただきました。

以上でございます。

○委員長（福木京子君） 他に。

はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） お配りの資料に基づきまして、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の状況について御報告を申し上げます。

お配りしてる資料1ページをごらんください。

臨時福祉給付金につきましては、9月12日までで3,564件、給付金の額にいたしまして6,188万円の審査が終了しております。申請が3,564件、審査済みの金額が6,188万円でございます。済いません。

下に書いてございますように、案内を送付した総数の件数が5,814件でございます。申請率が61.3%となっております。低いというふうに今御判断されると思うんですけど、御説明をいたします。

6月30日に住民税非課税世帯4,201件、6,811人に送付しております。この方々の中には別世帯の方の、例えば息子さんの扶養に入ってる御両親とかが含まれておりまして、相当数の対象外の方が含まれてると思われまます。

8月27日には少し時間をかけまして、課税世帯の中におられる対象となりそうな方を手作業で抽出をいたしまして、1,613件、2,234人の方に御案内を送付しております。現在、8月27日に送付した方を中心に申請が出続けております。1日当たり約50件程度の申請が現在も来ております。

申請の受け付け締め切りが10月1日となっております、この福祉給付金につきましては対象者の特定がこちらのほうで全て把握するのが困難というような問題がございます、そのパーセントの分母がどう捉えるかで非常に難しいところなんですけど、対象になりそうな方については全てに御案内ができてると思いますので、あとは漏れのないように申請をいただいて、できる限り申請忘れのないようになればいいかなということを祈っております。

それから次に、子育て世帯臨時特例給付金でございます。

9月22日までの受け付けが2,656件で審査済みの確定金額が4,449万円でございます。こちらにつきましては、1月時点の児童手当の受給者ということで対象者が特定できております。案内総件数が3,163件、5,807人ございまして、現在84%の方が申請をされております。

まだ申請が行われてない方につきましては9月10日、9月12日にお忘れでないですかというふうな御注意の案内をさせていただいたところです。こちらでも申請漏れがないように御注意をいただいて、全ての方に給付ができればいいかなというふうに思っております。

説明は以上でございます。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長、健康増進課岩本。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） それでは、引き続き資料の2ページ目をごらんいただきたいと思ひます。

第3回の赤磐市の医療体制の将来を考える懇談会の熊山地域のほうを行ったものの概要につ

きまして報告させていただきます。

開催日のほうが9月1日の月曜日に熊山保健福祉総合センターほほえみの2階の会議室のほうで行いました。出席委員の方は13名、傍聴人の方は8名いらっしゃいました。概要についてでございますけども、これまでのこの会での意見をいただいた要望とか勉強会の結果をもとにいたしまして、市のほうからA案、B案の2案を提案させていただきました。ただ、これは最終決定ではないということを示させていただきました。

A案につきましては、小規模多機能型生活介護、住宅型有料老人ホーム、介護予防施設を一つのものにしたものです。それから、B案につきましては、地域密着型特別養護老人ホームとショートステイ、介護予防施設をセットにしたものというものの案の説明をさせていただきました。この案につきましては、そういった国の補助金があるかとかというたりするような意見も出ておりました。

ただ、この懇談会につきましてはあくまで意見をお伺いする場でございます、こういった意見をもとに今度は市のほうで案を作成するというので、今までの意見をお聞きした中で、今後市が公共事業として実施するために見直すことがあるかもしれないということをお伝えした上で、第6期の介護保険計画の中で議論をしていく必要があるということでお話のほうを、それからあと、今後必要があればまた懇談会のほうで御意見を伺うこととしたいということで会のほうは閉じさせていただきました。

医療体制の懇談会につきましては以上でございます。

○委員長（福木京子君） 執行部のほうはもうないですか。

はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 資料のほうはないんですけども、旧市民病院の耐震診断を現在行っております。その分の状況につきまして報告をさせていただきたいと思います。

現在、調査のほうを終了いたしまして、その結果を耐震診断判定委員会というものがございまして、そちらのほうへ報告しております。この会のほうで何をするかという、計算の漏れとかそういったようなチェックをする機関でございまして、そちらのほうへ現在出しております。

診療所の概要でございますけども、基準は一部クリアしてませんけども、一般的な建物に比べたら耐震性は高いというふうにお聞きしております。また、数値の確定ができましたら当委員会のほうへ改めて報告をさせていただきたいと思います。旧市民病院の耐震診断の業務につきましての概況報告とさせていただきます。

以上です。

○委員長（福木京子君） 他に執行部のほうは。

はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 先ほどの給付金の資料の中にミスプリントがありましたので

訂正させてやってください。

子育て世帯臨時特例給付金、9月12日までの受け付け件数の合計です。「2,656件」とありますけど「2,652件」足し算が間違っております。訂正後が「2652」です。したがって、申請率のほうも、下の下線を引いてるところですけど「84.0%」が「83.8%」になります。済いません、ミスプリントがありました。今後気をつけますのでお許しください。

○委員長（福木京子君） わかりました。子育て世帯。

○委員（原田素代君） 91と88を足した数……。

○委員長（福木京子君） 字じゃないです。

○委員（原田素代君） ごめん、ごめん、わかった。

○委員長（福木京子君） 違うよ。

○委員（原田素代君） その上にあった。

○委員長（福木京子君） いいですか。

○委員（原田素代君） 申しわけない。

○社会福祉課長（国正俊治君） 2,473と91と88を足した数字。

○委員（原田素代君） わかりました。その上にありました2,473が。

○委員長（福木京子君） 一応執行部のほうの説明があったんですが、それについて何かありましたら。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 熊山の医療懇、私も傍聴させていただきました。ちょっと印象的なことが幾つかありましたけど、ドクターが出席されて非常に心強く思いました、以前にないことです。

ただ、中西先生がおっしゃった、3点おっしゃったんですけど、ちょっと不安だったのが、1点目はこういう地域医療っていうのは民間が入らないところを行政が地域医療をやらなきゃいけない、これ正しいところです。2点目に、スタッフの体制をきちっと整備強化してほしいと、これはまあ当然。3点目にこういうふうにおっしゃったんですね、収益は前提でない。理想的にはそうなんですけど、でも一応市の診療所ですし、市の責任を負う院長先生ですから、余り収益は前提でないということは公言していただきたくないなというふうには傍聴して感じました。

今、報告があったんですが、私の印象の中に3つのプランを提案されているんです。それで、どれがいいでしょうかっていう提案の仕方なんです。私こういう提案の仕方ってすごくやり方として行政がやっちゃいけないやり方じゃないかなって私の中であります。

っていうのは、もうちょっと私のイメージは、地域のニーズをどれだけ把握するのか、要するに何を求められて何が足りなくて、どういうことを希望してるのかっていうのをつかむことこそが行政の仕事なのに、それ以前に先にこういうやり方、こういうやり方、だから小規模多

機能だとか地域密着型の特養だとかってあるわけですけど、そういうパターン化っていうかプランを出しちゃうわけですよ。結局、どんな議論したかっていったらみんなよくわかんない、よくわかんないって言いながら、最終的には意見の強い人がいて、僕はこれだっつって言うわけです。そうすると、みんな、うん、じゃあそれがいいねってなるわけです。

そうなっちゃうと、要するに執行部がどこまで腹をくくってこの3つのプランを提案したのかわかりませんが、担当委員会としてその3つのプランのメリット、デメリット、それは予算措置から含めて、地域住民が何を求めているのかっていうことをすり合わせてどれがいいかって議論が本来あるべきです。それがなくて、何か先にどれにしようかなという形で選ばせちゃうような提案の仕方は私は正しいやり方じゃないと思うんですよ。

それで、気になるのは、北部の医療懇でも、今回はプランを出したいというふうに市長さんお話しされてる。いや、同じようなことをされるつもりなのか。もうこれは何度も申し上げるとおり、担当委員会にもうちょっとすり合わせの議論を、情報を出していただいて、私たちがいろいろ聞いている要望もそこに議論の中に含めてこんなものがないのではないかっていうのが出てから説明するんならまだしも、いわゆる調査もしないでプランだけ3つぽんと出して好きなの選んでねっていう、これがもしも、この間の私は懇談会傍聴してて感じたんだけど、ほぼ医療懇の中の皆さんは声の大きい人がこれがいいって言われて、みんな、じゃあ、それがいいねってなってるわけですよ。結果としてそれにならなかった場合どうするのっていうことですよ。

一応は予防線引いてますよ、これは結論ではありませんと。御意見を伺うだけですと。だって、御意見を伺うってって、どれがいいかって言われたらこれだって言われたものに、今度それはだめになったからこっちにしてくれっていうやり方って行政のやり方じゃないでしょ。何か乱暴なやり方に感じるんです。

先ほどの条例のこともそうですけど、どうも現場に入って現場の人たちがどう思ってるかっていうのを持ってらしたら、職員の方ももっと胸張って答えてくださると思うんですよ。皆さん胸張って答えられないようにしか見えない。

だから、医療懇、傍聴して非常に勉強になりました。どんな温度差があるのかっていうのがわかったし、ただやっぱりやり方がこんなやり方してたら困ると思います、私は。最低北部医療懇では同じようにパターンを出して選びなさいなどというようなやり方はやめていただきたい。

それで、今後一つに絞られましたよね、あの医療懇で、これがいいですねって。それについて最低ここに提案してほしいんですよ、この報告だけじゃなくて。こういう3つを報告しましたと。そのうちこれがいいという、こういう理由でこれがいいという意見になりました。それを受けて私たちは、あ、それはどういうメリットがあるんですかって私たちもそこで勉強しないで、今回のように議案で出されて、もう何もないじゃないですか、私たちが反論する余地

は。

ほいで、じゃあ、いいか悪いかって話になるような、やっぱりそれはよくないですよ。基本条例はその精神でいったんじゃないかと私は思ってるんですが、今回、だからそのことについてとりあえずもう出しちゃったし、議論もそういうふうになっちゃってるんですけど、今後どうされるんですかっていうのをまず1つお聞きしたい。

それから、北部の医療懇にはこのようなやり方はしてほしくないし、恐らく北部の方怒ると思いますよ。じゃあ、われらはこれがいいって決めてたら絶対やるんだなって言われちゃいますよ。待つてんだから、みんな。

だから、そのことについて、その2点、ちょっとお聞きしたい。

○委員長（福木京子君） どなたか。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 懇談会のほうに出席いただいてありがとうございます。

あそこでもお話しさせていただいたように、これはもう御意見をお聞きする場だということで一応の線は引かせていただいた中で意見をお伺いいたしました。これからはどちらがいいかという選択に当たりましては費用対効果とかといったりするようなどは当然出てまいります。そういったようなものも精査いたしまして、こちらの委員会のほうに協議をさせていただきまして、順番、段階を追って決めていきたいというふうには考えてます。

それから、あとこれと変わったと、どうするのかということでもございますけども、当然その中で、協議していく中で、検討していく中で、当然思ったようなものにならないこともあるかと思えます。ただ、それにつきましてもそういうふうなことで意見を頂戴したという形で今回の第3回の懇談会のほうは閉めさせていただいたような形になってます。

それから、北部のほうにつきましては、パターンをお示しするというよりもどういうふうなことができるかっていうふうなソフト面につきましても手法とかにつきましても懇談会のほうの進め方をしたいというふうに考えております。ですから、選ぶとかっていうふうなことではやらないつもりでいます。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私が言ってることはおかしいのでしょうか、まずそれを聞きたい。要するに、私が提案するようなやり方は正しくないと思ってるからそういうやり方をしませんでしたということなのかどうか、私はそれが不安になってくるわけです。私はそうすべきだと思ってるのですが、それは正しくなくて、やってきたのは正しいと思ってるのかどうかというのをちょっと教えていただけません、今後のことも含めて。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） それぞれ地域の方の御意見をお伺いするときの手法、やり方だと思っんです。まだこの懇談会につきましては、先ほど言いましたように地域の方の御意見をお伺いするという中で懇談会でございますので、その3回の中で出てきたものを今の建物に合わせるとこういうことができると思いますということでの提案で、決してそん中で選ぶとかっていうふうな、こちらからの提案を出させていただきました。

それからあと、地元の方の御意見、要望とかっていうのの当然お聞きして、これからの設計図をつくっていかないといけないというところは同じです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） あの出した3つのパターンはどれでもできるというふうに行政は思っているから、自信を持って3つを出したということなわけですか。

だって、明らかにどれがいいかですよ。御意見は承るっていうのは聞こえはいいけど、どれですかって話ですから、そういう議論になったでしょ、実際。それで、これがいいっていう議論になっちゃったわけですよ。どれもいいですねじゃなかったんですよ。このA、B、CのCがいいですよって話になっちゃった。てことは、要するに選んじやったわけですよ。

じゃあ、もう議会は本当放つとかれて、ここの医療懇の皆さんと担当の方が決めていくということにも見えます、私たちからすると。だから、ああいうやり方は意見を聞くのではなくて、住民が直接民主主義で直接決めちゃうってことしか思えない。どうですか。

○健康増進課長（岩本武明君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） あくまでも最初に言いましたように、地域懇談会は意見をお伺いするために設置したものでございますので、決してそういった意見で決定するものではないということは認識してます。

ですから……。

○委員（原田素代君） どちら側に。

○健康増進課長（岩本武明君） いや、こちらというのか、我々もそういう認識です。

○委員（原田素代君） 市民はどうかってこと。

○委員長（福木京子君） 原田委員、3案というたけどA案とB案で、A案の中に3つのこと、2案じゃない。A案とB案が出るとよ、ここへ。

○委員（原田素代君） 3つ出た、3つ出したよね。

○委員長（福木京子君） いや、ここへ今説明あったが。A案とB案で……。

○委員（原田素代君） いや、ちょっと……。

○委員長（福木京子君） ちょっとそこだけ確認してください。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） ちょっと補足をさせていただきます。

この前開いたの第3回ということですが、昨年度末、1遍やっておりますので4回目に当たります。昨年度末と本年度に入って1回、2回と御意見を聞く場を持ちました。そのときに多く寄せられた御意見としてここへ上がるとような施設名が上がってまいりました。そのほかいろいろな話が出ました。介護施設とかそういう関係なしに出てまいりました。そういうのはこの場から外して、実際に実現可能な施設としてこういう組み合わせはどうかということで、ここで提案を、選べというわけでありませぬ、意見の多かった施設はこういうもので、こういう組み合わせができますよという提案をさせていただいたわけではあります。

今後、実施に当たりましては今度費用対効果も考えにやいけません。それから、どういう利用、利用人数がどれくらいあるかというそういうようなことも考えなくてはいけません。そういうことで実施に当たってはまだこれからハードルが非常にあるわけですが、ここで意見を集約したものがこれですよという提案をさせてもらったわけではあります。選べというそういう意味ではございませんので、そういうことです。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） だから、私は市民の側はどう思ってるかってことを言ってるわけではあります。要するに、市民の方たちは、あ、こういうパターンがいろいろあって、じゃあこれがいいね、あれがいいねって議論だったわけですよ。そうでしょ、私傍聴してたから。そうすると、これが一番いいよねって話になっちゃうわけですよ。それは御意見を聞いてるんですよ、執行部の皆さんの気持ちは。だけど、言った本人たちはこれがいいよねって言ったじゃないかって話になるわけですよ、当然。そこを何で想像できないのかなと思う。

確かに4回目だから、その前の3回の中でその4回目はそういう前提があって出したんだと言われれば、そうですかとしか言えないんですけど、私から見れば非常に乱暴です。要するにもう幾つかのパターンの中で皆さんどういうものがよろしいと思いますかって聞いてるわけですから、皆さんがこれがいいねって言ったら、じゃあそれを選んだことになるんですよ。みんなからすればですよ。皆さん、あ、御意見としてこれが多かったと執行部は思うでしょうけど、言った住民はこれがいいって言ったのに何でこれじゃないんだって話になるっていうことを想像できないのですかと聞いてるわけですよ。

そうでなくても、私は最後までいると、例えば議会に対してきちんと説明をすとかという発言もなく、要するに参加者の中からは議員なんかの話なんか聞く必要はないと、傍聴してて、委員長と私と傍聴してましたけど、はっきりそうやって医療懇に出席する方からも言われましたし、何かまるで医療懇の団体の皆さんと、市長以下担当の方がこの場で物事を決めていきますよと言わんばかりの雰囲気でした、確かに。

私は、だからこそ心配をしてるのです。ああいう形で市民の方が一番いいと思われるのはこれですねって話が煮詰まってしまったことについて、今後困るんじゃないのかなど。議会はじゃあどこで私たちはその議論に入れるのと。だから、本来だったらここにこの議事録とひな形を出して、もう一度。こういう話でこの議論になりましたと。そうすると、私たちはじゃあ次の委員会ではこのことについていろいろ勉強しましょうねってなるわけじゃないですか。余りにやり方が雑です。いかがでしょうか、市長。

○市長（友實武則君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、市長。

○市長（友實武則君） 先ほど部長からも説明ありました。これは各3回に皆さんの意見をしっかり聞くということと、それからどうしてもこの介護の世界、わかりにくい部分が多々あります。そうしたことから、この委員の皆さんと一緒に勉強しましょうということで専門の先生に講演もしてもらって、施設の概要あるいは機能、そういったものを説明していただきました。

そうした上で、皆さんの意見を集約して、この意見を最大公約数的に取りまとめたらこのA案とB案——2案でございます、3案ではなくて2案です——が実現可能な施設の形態としてあるということで提示をさせていただきました。

あくまでもこれはこういうふうな複合的な施設になります。公的施設でこういう複合的な施設をやった事例っていうのは全国的に見ても多くはありません。そういったところから、実現可能性というのは財政的な面もあってこれなら実現が可能であろうというものを組み合わせて皆さんにお示しして、こういったことが皆さんの意見あるいは地域のニーズをまとめるとこういったことが考えられますよという形でお見せして、こういう説明をして、これがさあどっちがいいかというような議論はしておりません。最終的にこれのA案、B案の決をとったわけでもございません。意見として確かにA案はいいなという意見がございました。しかしながら、これが決定事項というふうに思ってるわけではありません。最後に私のほうから、これについて公共事業として実施するのに当たってまだまだ検討しないといけないことはたくさんあるんで、これを検討して必要に応じてまた皆さんにお集まりいただくということを申し上げまして会を閉じたわけでございます。

また、この厚生常任委員会の皆さんの御意見も、皆さんが御意見がございましたらしっかりとっていただいて、これも参考にさせていただきたいというふうに思っております。その御意見の聞く聞き方ですけども、こういう委員会の場でやるもいいですし、また別に勉強会という形でやるのもありでしようし、また皆さんの先生方が思いを担当課に届けていただくという形もありかと思っております。それは委員長のほうにお任せをして、この担当常任委員会の意見を聞く場、そういったものもこれから持っていけばいいというふうに考えてるところです。

私のほうからは以上です。

○委員長（福木京子君） 原田委員……。

○委員（原田素代君） 委員長、言うことあるんじゃないですか。

○委員長（福木京子君） 今市長の答弁聞いてからじゃないんですよ、私も懇談のほうへ出させていただいたんですが、何かこの間の地域の人の要望とか勉強会に基づいてこの案を出したということなんです、その人たちだけのあれではなくて、何かコンサルの人が必ずおられましたね。あの人は大分何か御説明もされとったんですけど、やはりこの地域の人たちの本当のニーズがどうだったかという、やっぱそういう資料的なものを、ある程度納得できるような資料を出していただいて、この地域ではやっぱりこういう実態なんで、こういう施設が必要があるんじゃないかというふうなことがわかるようなこともやっぱり要るんじゃないかなと。

だから、そういう意味では委員会でもうある程度市が案を持たれとるんですから、それについて議論をする委員会というか、それをぜひ近々しないといけないんじゃないかなというふう
に思っておりますけど。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 市長の今の御発言でよくわかりました。市長は議会に対して見方が違うんですね。御意見があれば言ってください。委員会でもなくても勉強会でもいいし、言いに来ていただいてもいいし、違うんですよ、市長。委員会は議論をする場なんです、議案や執行部の執理事業について。だから、あればじゃなくて、執行部がやろうとしていることについて今こういう現状だ、こういう問題を考えてる、こういうふうにしようと思うってことは全部ここへお出しください。あればじゃないんですよ。

○議長（小田百合子君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、小田議長。

○議長（小田百合子君） ちょっと原田委員に割り込むようで申しわけないのですが、エ
ンドレスになってしまうので、ある程度委員長にお任せして、そして次の委員会までにこちら側から求める資料を十分出していただいて、そして質問に対して答弁をいただくという段取りを約束してもらってということを執行部に求めたらどうですかね、委員長。

○委員（原田素代君） はい、委員長。

○委員長（福木京子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 最後はそこですけど、最後はそこですけど、私は市長が2年間おやりになってきた中で、いつも何でずれるのかっていうのがわからなかったのが今わかったということをお伝えしたかった。要するに全てここに出していただかないと議論になりませんよってことをお伝えしたかった。

ですから、勉強会はもちろんのことですが、まず先ほど言った案をここにも出してここにも説明してください。今議長が言ったとおり、ここで議論していただかないと議論する場はあり

ません、議会は。反対か賛成かだけを言うのが議会じゃありませんから。そこをわかっていた
だきたいと思います。

あとは委員長にお任せします。

○委員長（福木京子君）他にこの問題についてありますか、意見が。

はい、行本委員。

○委員（行本恭庸君）私も途中から入って一番早うに出たんじゃけど、もう少し今度出され
るときに肉づけした中でやっていただきたいなと。じゃけど、当然金というものはかかってく
るわけじゃから、そういうものを考えた中でここまでならできると、数字的にはこういうなも
んになるというようなもう少し具体的なもの、あれはあくまでプランとしてのこういうことが
考えられますということで出されたもんじゃと思うんで、それはそれで結構じゃと思うんで。

しかし、北にしても熊山の病院の関係にしても15人ずつのメンバーで何もそんなもんで決め
てもらふもんでない。あくまで意見を聞くための場であるんで、だからそれはそれとして聞か
せていただいて、それに今度は委員会に出されるのはもう少しきちっとした形で肉づけしたも
んで協議できるようにお願いしときます。

○委員長（福木京子君）それでよろしいでしょうか、この件については。

他に執行部に対する質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君）それでは、委員のほうから何かありましたら。休憩とらずにやりた
いと思いますが。

○委員（行本恭庸君）ほかはねえんじゃな、きょう。

○委員長（福木京子君）執行部のほうはよろしいですか。

○委員（原田素代君）1つだけ。

○委員長（福木京子君）はい、原田委員。

○委員（原田素代君）耐震診断の報告をしたいということですが、めどはいつごろだと思っ
ていいんですか、判定委員会で結論が出るまで。

○健康増進課長（岩本武明君）委員長、健康増進課岩本。

○委員長（福木京子君）はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君）めどといたしましては10月末か11月の中旬までには出せると
思います。

○委員長（福木京子君）よろしいですか。

そしたら、委員さんのほうから何か。

○副委員長（丸山 明君）はい。

○委員長（福木京子君）はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君）私のほうからちょっと、住民の人から聞いて私も思ったんですけ

ども、実はアクションプランの中で調べてみましたらちゃんと御案内をいただいております件なのですが、健康増進課のほうで各種検診等費用徴収金の見直しということで、平成26年度から269万9,000円というふうな額が書いてありました。

実は、私の周囲の住民の方から、ことしから検診料が上がったんかと、今までは70歳以上が無料とかそういうふうなこともあったと、例えばがん検診なんかについては、というようなことがあったんで、そこら辺の住民の方に十分周知されてなかったなど、私も反省したんですが、今回も診断実施をもう次々進んでますから、一度そのあたり、詳細にお聞かせいただけたら、まとめていただいたらそれで結構なんで、お願いします。

○委員長（福木京子君） これについてちょっと……。

○健康増進課長（岩本武明君） はい、いいですか。

○委員長（福木京子君） はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） 周知が十分できていなかった点につきましてはまことに申しわけないと思います。

先ほど丸山委員が言われましたアクションプランのほうの中で、検診受診料の見直しという項目がございました。その中で、検診等の費用の徴収につきまして、他の自治体等も参考にしまして、赤磐市の基準として一応目安としては70歳以下の方が検診委託料の3割、それからあと70歳以上の方につきましては一応1割の徴収をさせていただくということで26年度の検診のほうを取り組んでいます。

料金につきましては、健康カレンダーというものを市のほうで作成して全戸配布いたしております。それには料金のほうのこともちゃんと明記はさせていただいているんですけども、そのPR、周知ができてなかったことがあったということに対しましてまことに申しわけございませんでした。

○委員長（福木京子君） あと丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 1件だけちょっと、聞いたことだけ申し上げておきます。

僕も100円とかというふうな金額ですから、言っちゃなんですけど100円、200円、300円っていうふうなのは必要なことですからというふうに思ってたんですが、住民の中には100円、200円というものが想像以上に大きな負担に感じられる方が実際にいらっしゃるようです。そこら辺は僕もこれから十分聞いていきたいと思ってるんですけども、どうか今後ともこういう健康診断ですから、手術のどうのこうのじゃありません。あくまでも事前に検診をするということですので、できるだけ皆さんに受けていただきたい。それはどんなに所得の少なくても年金が少なくても、日々の暮らしに困るといぐらいの方でも、基本的には健康に関することですから、受けていただきたいというのが我々の立場だと思うんです。

ですから、無料にしろという話じゃありません。ただ、特別なそこら辺のことがあるようであれば私も十分聞いてまいりますんで、また御相談に乗っていただけて十分、それはもう例え

ば100円が無理なら50円でもというような感じでも本当にいい制度として定着させていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。御返事結構です。

○委員長（福木京子君） これについて私のほうが、これは2月のアクションプランのときに出て、厚生関係の説明が一応されたんですかね。そういうことじゃ委員長はいけんのんですけど、でもそれにしてもこれは料金改定というのは規則ですか、要綱ですか。条例じゃないね。だけど……。

はい、岩本課長。

○健康増進課長（岩本武明君） この健康診査等の費用徴収につきましては、徴収規則のほうで定めるようになっております。

○委員長（福木京子君） いいですか。そのあたりがやっぱし、こちらもちやんと聞かなかったというのも反省はしますけど、こういう住民負担については必ず委員会に説明をしていただいて、資料でも出して、やっぱもっと詳しい説明、他の自治体との関係、それは当然出してください。ただくべきですよ。

だから、それは今後もう非常に気をつけていただきたいし、こういうやり方は許せないなというふうに、ちょっと言葉はきついですけど。住民負担についてだけは委員会できっちり資料出していただいて、審議していただきたいと、私はもう委員長としても要望しておきたいと思いますが。

他によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福木京子君） それでは、もうその他についてないようですので、以上をもちまして第9回厚生常任委員会を閉会としたいと思います。

閉会に当たりまして内田副市長より御挨拶願います。

○副市長（内田慶史君） 委員長。

○委員長（福木京子君） はい、内田副市長。

○副市長（内田慶史君） それでは、本日は本会議で付託されました議案11件につきまして、慎重審査の上、全て議案のとおり決定していただきましてありがとうございました。

審査の過程でいただきました御指摘、御意見につきましては十分尊重し、行政運営をしてまいりたいと。特に、委員会に際しましては丁寧な説明や早目早目の情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、どうか今後ともよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。本日は長時間にわたりまして審議をいただきましてありがとうございました。

○委員長（福木京子君） ありがとうございました。

本日は長時間にわたり大変御苦労さまでした。

これで委員会を終わりにいたします。御苦労さまでした。

午後 3 時 30 分 閉会